

災害協定

第 1 節 相互応援

番号	分野	協定名称	協定先	協定の概要	締結日
1	相互応援	呉市および在日米陸軍司令部との消防援助協約	在日米陸軍司令部	消防活動の相互援助	昭和 45 年 8 月 14 日
2	相互応援	災害時の相互応援に関する協定書	県・県内市町	食料・資機材提供, 車両提供, 職員応援派遣等	平成 8 年 12 月 2 日
3	相互応援	災害時における情報交換に関する協定書	国土交通省中国地方整備局長	災害発生時等における情報交換	平成 23 年 10 月 31 日
4	相互応援	災害時における旧軍港市相互応援に関する協定	佐世保市, 舞鶴市, 横須賀市	食料・資機材・居住施設の提供, 職員応援派遣等	平成 24 年 9 月 28 日
5	相互応援	瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定	大阪府・兵庫県・和歌山県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・大分県 沿岸 74 市町	食料・資機材提供, 車両提供, 職員応援派遣等	平成 26 年 12 月 17 日 再締結
6	相互応援	災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書	中国整備局・鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・境港・民間協力者	港湾施設等の応急対策のための人員・テックフォースの派遣, 技術者・資器材等の提供	平成 28 年 3 月 31 日
7	相互応援	中核市災害相互応援協定	中核市各市	食料・資機材提供, 車両提供, 職員応援派遣等	平成 28 年 4 月 1 日
8	相互応援	呉市消防局と呉海上保安部との消防活動等に関する業務協定	呉海上保安部	船舶火災の消火活動及び消防活動等の相互協力	令和元年 5 月 30 日
9	相互応援	広島中央地域連携中枢都市圏における災害時の相互応援に関する協定	竹原市, 東広島市, 江田島市, 海田町, 熊野町, 坂町及び大崎上島町	食料・資機材提供, 救出・医療等の応急対策に必要な物資等の提供, 救護・救助に必要な車両・資器材の提供提供, 職員応援派遣等	平成 30 年 8 月 1 日
10	相互応援	広島県内航空消防応援協定書	広島市	回転翼航空機による応援	平成 29 年 9 月 1 日
11	相互応援	広島県内広域消防相互応援協定書	県内市町及び消防組合	消防の相互応援	平成 29 年 6 月 1 日
12	相互応援	広島県防災ヘリコプター応援協定書	県・県内市町	防災ヘリコプターによる応援	平成 8 年 7 月 11 日

番号	分野	協定名称	協定先	協定の概要	締結日
13	相互応援	地震・異常湧水等の災害時における水道水の相互融通に関する協定	広島市	災害時におけるライフラインを確保するため、相互に応援給水	平成 8 年 3 月 27 日
14	相互応援	応援給水の実施に関する覚書	広島市	災害時における水道水の相互融通や応援給水	平成 20 年 3 月 27 日
15	相互応援	災害時等における水道水の相互応援に関する協定	江田島市	災害時等における水道水の確保	平成 20 年 3 月 27 日
16	相互応援	中国地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定書	鳥取県外 10 自治体	災害時における工業用水道の復旧等にかかる応援活動	平成 23 年 1 月 31 日
17	相互応援	災害時等における水質検査の相互応援に関する協定書	広島市外 5 自治体	災害時における水質検査による水道水の安全確保及び給水の円滑化	平成 27 年 2 月 6 日
18	相互応援	呉市と海上自衛隊呉地方隊との包括連携に関する協定書	海上自衛隊呉地方隊	包括的な連携・協力の下、災害時の支援などの取組を実施	令和 6 年 7 月 22 日

（相互応援）締結機関連絡先一覧表

〔在日米軍〕

機関名	住所	担当課	電話番号	FAX番号
在日米軍施設広黄播弾薬庫	呉市広黄播町	広消防隊	71-1028	

〔県・県内市町・消防本部〕

団体名		担当部署名	電話番号	FAX番号	メールアドレス①（LGWAN回線） メールアドレス②（インターネット回線）
1	広島市	危機管理室危機管理課長	082-504-2653	082-504-2802	①kikikanri@city.hiroshima.lg.jp
		危機管理室災害予防課長	082-504-2664	082-504-2802	①saigaiyobo@city.hiroshima.lg.jp
		危機管理室災害対策課長	082-504-2356	082-504-2802	①saigaitaisaku@city.hiroshima.lg.jp
2	呉市	総務部危機管理課	0823-25-3326	0823-25-0315	①kurekiki@city.kure.lg.jp
3	竹原市	総務部総務課防災係	0846-22-7719	0846-22-8579	①soumu@city.takehara.lg.jp
4	三原市	危機管理監危機管理課	0848-67-6066	0848-67-6164	②shiminseikatsu@city.mihara.hiroshima.jp
5	尾道市	総務部総務課	0848-38-9216	0848-37-2740	①kikikanri@city.onomichi.lg.jp ②kikikanri@city.onomichi.hiroshima.jp
6	福山市	総務局総務部危機管理防災課	084-928-1228	084-926-0845	②kikikanri-bousai@city.fukuyama.hiroshima.jp
7	府中市	総務部総務課	0847-43-7211	0847-46-3450	①soumu@city.hiroshima-fuchu.lg.jp ②soumu@city.fuchu.hiroshima.jp
8	三次市	総務部危機管理課	0824-62-6116	0824-62-2951	①kikikanri@city.miyoshi.lg.jp ②kikikanri@city.miyoshi.hiroshima.jp
9	庄原市	生活福祉部危機管理課	0824-73-1206	0824-73-1515	①kiki@city.shobara.lg.jp
10	大竹市	総務部総務課危機管理監	0827-59-2119	0827-57-7130	①so-bosai@city.otake.lg.jp
11	東広島市	総務部危機管理課防災対策係	082-420-0400	082-422-4021	①hgh200400@city.higashihiroshima.lg.jp
12	廿日市市	総務部危機管理課	0829-30-9102	0829-32-1059	①bousai@city.hatsukaichi.lg.jp
13	安芸高田市	総務部危機管理課	0826-42-5625	0826-42-4376	①kikikanri@city.akitakata.lg.jp ②kikikanri@city.akitakata.jp
14	江田島市	危機管理監危機管理課	0823-43-1633	0823-57-4435	①kiki@city.etajima.lg.jp
15	府中町	生活環境部町民生活課 安心安全室	082-286-3243	082-286-3126	①anshinanzen@town.hiroshima-fuchu.lg.jp ②anshinanzen@town.fuchu.hiroshima.jp

資料編（災害協定関係）

団体名		担当部署名	電話番号	FAX番号	メールアドレス①（LWAN回線） メールアドレス②（インターネット回線）
16	海田町	総務部生活安全課	082-823-9208	082-823-7927	①tiiki@town.kaita.lg.jp
17	熊野町	総務部危機管理課	082-820-5631	082-854-8009	①kiki@town.kumano.lg.jp
18	坂町	民生部環境防災課危機管理室	082-820-1540	082-820-1522	①kikikanri@town.saka.lg.jp
19	安芸太田町	総務課	0826-28-2111	0826-28-1622	①soumu@town.akiota.lg.jp
20	北広島町	危機管理課	0826-72-7355	0826-72-5242	①kikikanri@town.kitahiroshima.lg.jp
21	大崎上島町	総務企画課	0846-65-3111	0846-65-3198	①somu01@town.osakikamijima.lg.jp
22	世羅町	総務課	0847-22-1111	0847-22-2768	①soumu@town.sera.lg.jp
23	神石高原町	総務課	0847-89-3330	0847-85-3394	①jk-soumu@town.jinsekikogen.hiroshima.lg.jp
24	広島市消防局	警防課	082-546-3451	082-249-1160	①fs-keibo@city.hiroshima.lg.jp
25	呉市消防局	警防課	0823-26-0314	0823-26-0308	①syoukei@city.kure.lg.jp
26	三原市消防本部	警防課	0848-62-2101	0848-62-5119	①shobo-keibo@city.mihara.lg.jp ②shobo.keibo@city.mihara.hiroshima.jp
27	尾道市消防局	警防課	0848-55-9122	0848-55-9132	①shobo.keibo@city.onomichi.lg.jp
28	大竹市消防本部	消防本部消防課	0827-54-0119	0827-53-2928	②shoubou@city.otake.lg.jp
29	東広島市消防局	警防課	082-422-5648	082-422-7248	①hgh225648@city.higashihiroshima.lg.jp
		指令課（夜間・災害時）	082-422-0119	082-423-8243	①hgh220119@city.higashihiroshima.lg.jp
30	廿日市市消防本部	消防本部総務課	0829-32-8111	0829-32-4119	①shobo-somu@city.hatsukaichi.lg.jp
31	安芸高田市消防本部	消防課	0826-42-0931	0826-47-1191	①acfd-shobo@city.akitakata.lg.jp ②acfd-shobo@city.akitakata.jp
32	江田島市消防本部	警防課	0823-40-0119	0823-42-1965	①shirei@city.etajima.lg.jp
33	府中町消防本部	消防課警防係	082-286-3119	082-288-6337	①syobohonbu@town.hiroshima-fuchu.lg.jp
34	北広島町消防本部	消防課警防係	0826-72-0119	0826-72-7172	①syoubou-keibou@town.kitahiroshima.lg.jp
35	備北地区消防組合	警防課	0824-63-9575	0824-63-3446	②keibou0@119-bihoku.jp
36	福山地区消防組合消防局	警防部警防課警防担当	084-928-1193	084-928-1220	②shoubou-keibou@city.fukuyama.hiroshima.jp

資料編（災害協定関係）

団体名		担当部署名	電話番号	F A X 番号	メールアドレス①（LGWAN 回線） メールアドレス②（インターネット回線）
	広島県	危機管理監危機 管理課	082-513-2786	082-227- 2122	①kikikanri@pref.hiroshima.lg.jp

〔国・情報交換〕

機関名	住所	担当課	電話番号	F A X 番号
国土交通省中国地方整備局	広島市中区上八丁堀 6-30	企画部防災課	082-511-6162	082-227-2651

〔四軍港都市〕

機関名	住所	担当課	電話番号	F A X 番号
横須賀市	横須賀市小川町 11	危機管理課	046-822-8409	046-827- 3151
舞鶴市	舞鶴市字北吸 1044	危機管理・防災課	0773-66-1089	0773-64-7688
佐世保市	佐世保市平瀬町 9-2	防災危機管理局	0956-23-9258	0956-25-0086

〔瀬戸内・海の路ネットワーク〕

機関名	住所	担当課	電話番号	FAX番号
堺市	堺市堺区南瓦町 3-1	危機管理室	072-228-7605	072-222-7339
岸和田市	岸和田市岸城町 7-1	危機管理部 危機管理課	072-423-9437 072-423-9537	072-423-6933
貝塚市	貝塚市畠中 1 丁目 17-1	都市政策部危機管理課	072-433-7392 072-433-7082	072-432-2482
高石市	高石市加茂 4 丁目 1-1	総務部危機管理課	072-275-6247 072-275-6245	072-267-3078
忠岡町	泉北郡忠岡町忠岡東1丁目34-1	町長公室 自治防災課	0725-22-1122	0725-22-0364
岬町	泉南郡岬町深日 2000-1	まちづくり戦略室 危機管理担当	072-492-2759	072-492-5814
姫路市	姫路市三左衛門堀西の町 3	市長公室危機管理室	079-223-9593 079-223-9595	079-223-9541
明石市	明石市中崎 1 丁目 5-1	総合安全対策室 地域防災担当	078-918-5069	078-918-5140
洲本市	洲本市本町 3 丁目 4-10	総務部消防防災課	0799-24-7623	079-24-1722
芦屋市	芦屋市精道町 7-6	都市建設部防災安全課	0797-38-2093	0797-39-2157
南あわじ市	南あわじ市市善光寺 18-27	総務部防災課	0799-43-5203	0799-43-5203 0799-43-5303
淡路市	淡路市生穂新島 8	危機管理部危機管理課	0799-64-2555 0799-64-2152	0799-64-2170
播磨町	加古郡播磨町東本荘1丁目5-30	播磨町役場 危機管理グループ	079-435-0991	079-435-7901
和歌山市	和歌山市八番丁 12	危機管理局危機管理部総合防災課	073-435-1199	073-435-1299
	和歌山市七番丁 23	建設局建設総務部河川港湾課	073-435-1090	073-435-1398
海南市	海南市日方 1525-6	海南市役所まちづくり部 管理課	073-483-8489 073-483-8488	073-483-8483
湯浅町	有田郡湯浅町大字湯浅1055	総務課	0737-64-1108	0737-63-3971
由良町	日高郡由良町大字里1220-1	産業建設課	0738-65-1203	0738-65-0282
玉野市	玉野市宇野 1 丁目 27-1	総務部危機管理課	0863-32-5560	0863-21-3464
笠岡市	笠岡市中央町 1-1	危機管理部危機管理課	0865-69-2222	0865-63-0228 0865-69-2190
備前市	備前市東片上 126 番地	市長室 危機管理課	0869-64-1876	0869-64-3845
浅口市	浅口市寄島町 16010	寄島総合支所産業建設課	0856-54-5116	0865-54-3589
	浅口市鴨方町六条院中 3050	企画財政部総務課	0865-44-7000	0865-44-5771
広島市	広島市中区国泰寺 1 丁目 6-34	広島市危機管理室災害予防 課	082 - 504 - 2664	082-504-2802
竹原市	竹原市中央 5 丁目 1-35	総務部総務課 建設部建設課	0846-22-7719 0846-22-7746	0846-22-8579
三原市	三原市港町 3 丁目 5-1	危機管理監 危機管理課	0848-67-6066 0848-67-6165	0848-67-6164

資料編（災害協定関係）

機関名	住所	担当課	電話番号	F A X 番号
尾道市	尾道市久保 1 丁目 15-1	総務部総務課	0848-38-9216 0848-38-9332	0848-37-2740
福山市	福山市東桜町 3-5	総務局総務部危機管理防災課	084-928-1228 084-928-1007	084-926-0845
大竹市	大竹市小方 1 丁目 11-1	総務部総務課防災係	0827-59-2119	0827-57-7130
東広島市	東広島市西条栄町 8-29	危機管理課	082-420-0400	082-422-4021
廿日市市	廿日市市下平良 1 丁目 11-1	総務部危機管理課	0829-30-9102	0829-32-1059 0829-32-1075
江田島市	江田島市大柿町大原 505	危機管理監 危機管理課	0823-43-1633	0823-57-4435
海田町	安芸郡海田町上市 14-18	総務部生活安全課	082-823-9208	082-823-9203
坂町	安芸郡坂町平成ヶ浜 1 丁目 1-1	民生部環境防災課	082-820-1540	082-820-1522
下関市	下関市東大和町 1 丁目 10-50 下関市南部町 1 番 1 号	港湾局振興課 市民部防災安全課	083-231-1277 083-231-9333	083-233-0860 083-231-9966
宇部市	宇部市常盤町 1 丁目 7-1	総務管理部防災危機管理課	0836-34-8139 0836-34-8138	0836-29-4266
山口市	山口市亀山町 2-1	総務部 防災危機管理課	083-943-2723 083-934-2962	083-934-2958
防府市	防府市寿町 7-1	総務部防災危機管理課	0835-25-2261 0835-25-2115	0835-23-2136 0835-23-2231
岩国市	岩国市今津町 1 丁目 14-51	総務部 危機管理課	0827-29-5119	0827-24-4213
光市	光市中央 6 丁目 1-1	総務部防災危機管理課	0833-72-1403	0833-72-1731
柳井市	柳井市南町 1 丁目 10-2	総務部 危機管理室	0820-22-2111	0823-23-4595 0820-22-2142
周南市	周南市岐山通 1-1	行政管理部 防災危機管理課	0834-22-8208	0834-22-8806
山陽小野田市	山陽小野田市日の出 1 丁目 1-1	総務部総務課危機管理室	0836-82-1122 0836-82-1121	0836-83-2604
周防大島町	大島郡周防大島町大字小松 126-2 大島郡周防大島町大字久賀 5134	総務部総務課 産業建設部建設課	0820-74-1000 0820-79-1005	0820-74-1016 0820-79-1021
上関町	熊毛郡上関町 503	総合企画課	0820-62-0316	0820-62-0783 0820-62-1600
小松島市	小松島市横須町 1-1	総務部危機管理課	0885-32-2227	0855-32-3522
松茂町	板野郡松茂町広島東裏 30	危機管理室	088-699-8725	088-699-6012
高松市	高松市番町 1 丁目 8-15	都市整備局河港課	087-839-2522	087-839-2529
丸亀市	丸亀市大手町 2 丁目 3-1	都市整備部建設課	0877-24-8813 0877-24-8943	0877-24-8866 0877-24-8864
坂出市	坂出市室町 2 丁目 3-5	総務部職員課危機監理室	0877-44-5023	0877-44-5023
観音寺市	観音寺市坂本町 1 丁目 1-1	政策部 危機管理課 建設部 建設課	0875-23-3940 0875-23-3935	0875-23-3920 0875-23-3967
さぬき市	さぬき市志度 5385 番地 8	総務部総務課危機管理室	087-894-1115	087-894-4440
東かがわ市	東かがわ市湊 1847-1	事業部建設課	0879-26-1302 0879-26-1235	0879-26-1342 0879-26-1320
三豊市	三豊市高瀬町 2373-1	危機管理課	0875-75-3119	0875-73-3022

資料編（災害協定関係）

機関名	住所	担当課	電話番号	F A X 番号
土庄町	小豆郡土庄町甲 559-2	総務課	0879-62-7000	0879-62-4000
小豆島町	小豆郡小豆島町池田 2100-4	総務部総務課	0879-75-1700	0879-75-1500
直島町	香川郡直島町 1122-1	建設経済課	087-892-2224	087-892-3888
宇多津町	綾歌郡宇多津町 1881	危機管理課	0877-49-8027	0877-49-0662
多度津町	仲多度郡多度津町栄町 1 丁目 1-91	建設課	0877-33-1112	0877-33-2550
松山市	松山市二番町 4 丁目 7-2	総合政策部 危機管理課	089-948-6793 089-948-6794	089-987-7744 089-934-1813
今治市	今治市別宮町 1 丁目 4-1	防災危機管理課	0898-36-1558	0898-32-2765 0898-36-1620
宇和島市	宇和島市曙町 1	総務部危機管理課	0895-49-7006	0895-24-6094
八幡浜市	八幡浜市北浜 1 丁目 1-1	総務企画部 総務課	0894-22-5997	0894-24-0610
新居浜市	新居浜市一宮町 1 丁 5-1	市民部 防災安全課	0897-65-1282 090-3184-8488	0897-33-5180
西条市	西条市明屋敷 164	経営戦略部危機管理課	0897-52-1284 0897-52-1542	0897-52-1725 0897-52-1200
大洲市	大洲市大洲 690-1	危機管理課	0893-24-1742 0893-52-0149	0893-24-2122 0893-52-0149
伊予市	伊予市米湊 820	総務部危機管理課	089-982-1111	089-983-3681
四国中央市	四国中央市中曽根町 500	四国中央市消防本部 安全・危機管理課	0896-28-6934	0896-23-6614
西予市	西予市宇和町卯之町三丁目 434-1	総務企画部危機管理課	0894-62-6491	0894-62-6514
上島町	越智郡上島町弓削下弓削 1037	上島町消防本部 総務予 防課	0897-77-4118 0897-77-4119	0897-77-4111
松前町	伊予郡松前町大字筒井 631	総務部総務課	089-985-4103 089-985-4113	089-985-4148 089-985-4147
伊方町	西宇和郡伊方町 1993-1	総務課 危機管理室	0894-38-2655	0894-38-1373
愛南町	南宇和郡愛南町蓮乗寺 473	愛南町消防本部防災対策 課	0895-72-0131	0895-73-1119
中津市	中津市豊田町 14-3	総務部防災危機管理課	0979-22-1111	0979-24-7522
姫島村	東国東郡姫島村 1630-1	建設課	0978-87-2283	0978-87-3692

〔国・県・民間包括協定〕

機関名	住所	担当課	電話番号	F A X 番号
国土交通省中国地方整備局港湾空港部	広島市中区東白島町 14-15 N T T クレド白島ビル 13 階	港湾空港部港湾空港防 災・危機管理課	082-221-3900	082-511-3910

〔中核市各市〕

都 市 名	担当部 署名	電話番号		FAX番号		所在地	Eメールアドレス
		昼間	夜間・休日	昼間	夜間・休日		
函 館 市	総務部 総務課	0138-21-3676	0138-21-3006 (宿日直室)	0138-27-6489	0138-27-0482 (宿日直室)	〒040-8666 北海道函館市東雲町 4-13	bousai@city.hakodate .hokkaido.jp
旭 川 市	防災安 全部防 災課	0166-33-9969	0166-33-9961 (消防本部・ 指令課)	0166-33-9936	0166-33-9905 (消防本部・ 指令課)	〒078-8367 北海道旭川市東光 27 条 8 丁目旭川市総合 防災センター	bousai@city.asahikaw a.lg.jp
青 森 市	総務部 危機管 理課	017-777-8850 017-734-5059 (直通)	017-734-1111 (守衛)	017-734-5061		〒030-8555 青森県青森市中央一 丁目 22-5	kikikanri@city.aomor i.aomori.jp
八 戸 市	市民防 災部 防災危 機管理 課	0178-43-9225 (直通)	0178-43-2111 (巡視室)	0178-45-0099	0178-45-0099	〒031-8686 青森県八戸市内丸一 丁目 1-1	bousai@city.hachinoh e.lg.jp
盛 岡 市	総務部 危機管 理防災 課	019-603-8031	019-651-4111 (当直室)	019-654-4569		〒020-8530 岩手県盛岡市内丸 12 番 2 号	kikikanri@city.morio ka.iwate.jp
秋 田 市	総務部 防災安 全対策 課	018-888-5434 (直通)	018-823-4265 (消防本部・ 指令課)	018-888-5435	018-888-5435	〒010-8560 秋田県秋田市山王一 丁目 1 番 1 号	ro- gnds@city.akita.lg.jp
山 形 市	総務部 防災対 策課	023-625-1177	023-641-1212 (守衛室)	023-624-8847	023-624-8847	〒990-8540 山形県山形市旅籠町 二丁目 3 番 25 号	bosai@city.yamagata- yamagata.lg.jp
福 島 市	総務部 危機管 理室	024-525-3793		024-536-4370		〒960-8601 福島県福島市五老内 町 3 番 1 号	bousai@mail.city.fuk ushima.fukushima.jp
郡 山 市	総務部 防災危 機管理 課（防 災係）	024-924-2161	024-924-2491 (警備室)	024-924-0999	024-924-0999	〒963-8601 福島県郡 山市朝日一丁目 23 番 7 号	bousaikikikanri@city .koriyama.lg.jp
い わ き 市	総合政 策部危 機管理 課	0246-22-7551 (直通)	0246-22-1111 (守衛・日 直)	0246-22-1145	0246-22-1145	〒970-8686 福島県いわき市平字 梅本 21 番地	kikikanri@city.iwaki .lg.jp
宇 都 宮 市	行政経 営部危 機管理 課	028-632-2052	028-632-2052	028-632-7123	028-632-7123	〒320-8540 栃木県宇都宮市旭 1 丁目 1 番 5 号	u2135@city.utsunomi ya.lg.jp

都 市 名	担当部 署名	電話番号		F A X 番号		所在地	E メールアドレス
		昼間	夜間・休日	昼間	夜間・休日		
前 橋 市	総務部 防災危 機管理 課	027-898-5935 (直通)	027-224-1111 (市役所宿直 室)	027-221-2813	027-221-2813	〒 371-8601 群馬県前橋市大手町 二丁目 12-1	kikikanri@city.mae bashi.gunma.jp
高 崎 市	総務部 防災安 全課	027-321-1352	027-321-1111 (宿日直室)	027-321-1277	027-321-1277	〒370-8501 群馬県高崎市高松町 35-1	bousai@city.takasa ki.lg.jp
川 越 市	防災危 機管理 室	049 - 224 - 5554	049 - 224-8811	049-225-2895	049-224-7335	〒350-8601 埼玉県川越市元町 1 丁目 3 番地 1	bosai@city.kawagoe .lg.jp
川 口 市	* 実務 担当危 機管理 部防災 課	048-242-6358	048-258-1110	048-281-5765	048-281-5765	〒334-0011 埼玉県川口市三ツ和 1-14-3	050.05000@city.kaw aguchi.lg.jp
越 谷 市	市民協 働部危 機管理 課	048-963-9285	048-974-0101 (消防本部・ 指令課)	048-965-7809	048-977-1199 (消防本部・ 指令課)	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷 四丁目 2 番 1 号	kikikanri@city.kos higaya.lg.jp
船 橋 市	市長公 室危機 管理課	047-436-2032 (危機管理 課)	047-435-1111 (消防局警防 指令課)	047-436-2030 (危機管理 課)	047-432-8229 (消防局警防 指令課)	〒273-8501 千葉県船 橋市湊町 2 丁目 10 番 25 号	bosai@city.funabas hi.lg.jp
柏 市	総務部 防災安 全課	04-7167-1115	04-7167-5551 (守衛)	04-7163-2188	04-7163-2188	〒277-8505 千葉県柏市柏 5-10-1	bosai@city.k ashiwa.chiba.jp
八 王 子 市	生活安 全部 防災課	042-620-7207	042-626-3111	042-626-1271	042-626-1271	〒192-8501 東京都八王子市元本 郷町三丁目 24 番 1 号	b210300@city.hachi oji.lg.jp
横 須 賀 市	市長室 危機管 理課	046-822-9708 (市長室 危 機管理課)	046-822-0119 (消防局 指 令課)	046-827-3151 (市長室 危 機管理課)	046-823-3920 (消防局 指 令課)	〒238-8550 神奈川県横須賀市小 川町 11 番地	bousai- han@city.yokosuka. lg.jp
水 戸 市	市民協 働部防 災・危 機管理 課危機 管理室	029-232-9152 (直通)	029-224-1111 (代表守衛)	029-233-0523	029-233-0523	〒310-8610 茨城県水戸市中央 1 - 4 - 1	traffic.safety@cit y.mito.lg.jp

資料編（災害協定関係）

都 市 名	担当部 署名	電話番号		F A X 番号		所在地	E メールアドレス
		昼間	夜間・休日	昼間	夜間・休日		
つくば市	市長公 室危機 管理課	029-883-1111 (代)		029-868-8477		〒305-8555 茨城県つくば市研究 学園一丁目1番地1	ctz072@city.tsukuba.lg.jp
藤沢市	防災安 全部防 災政策 課	0466-50-8380	0466-22-8182 (警防課通信指 令担当)	0466-50-8437	0466-22-8184 (警防課通信指 令担当)	〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日 町1番地の1	fj-bousai@city.fujisawa.lg.jp
富山市	建設部 防災対 策課	076-443-2181	076-431-6111	076-431-9939	076-431-9939	〒930-8510 富山県富山市新桜町 7番38号	bousai-01@city.toyama.lg.jp
金沢市	危機管 理課	076-220-2060 (直通)	076-220-2121 (当直室)	076-233-9999	076-220-2124 (当直室)	〒920-8577 石川県金 沢市広坂1丁目1番 1号	kiki@city.kanazawa.lg.jp
長野市	総務部 危機管 理防災 課	026-224-5006 (直通)	026-226-4911 (警備員室) 026-226-0119 (消防局通信 指令課)	026-224-5109	026-224-5119 (警備員室) 026-228-6398 (消防局通信 指令課)	〒380-8512 長野県長野市大字鶴 賀緑町1613番地	kikibousai@city.nagano.lg.jp
福井市	市民生 活部危 機管理 局危機 管理課	0776-20-5234 (直通)	0776-20-5244 (当直室)	0776-20-5235	0776-20-5235	〒910-8511 福井県福井市大手3 丁目10番1号	kikikanri@city.fukui.lg.jp
甲府市	市長直 轄組織 危機管 理室防 災企画 課	055-237-5331	055-237-1161	055-237-9911	055-237-9911	〒400-8585 山梨県甲府市丸の内 一丁目18番1号	boutaisaku@city.kofu.lg.jp
松本市	危機管 理課	0263-33- 9119	0263-34-3000	0263-33-1011	0263-34-3006	〒390-8620 長野県松本市丸の内 3番7号	kikikanri@city.matsumoto.lg.jp
岐阜市	都市防 災部都 市防災 政策課	058-267-4763 (直通)	058-265-4141 (守衛室)	058-265-3857	058-264-8602 (代表)	〒500-8701 岐阜県岐阜市今沢町 18番地	bousai@city.gifu.gifu.jp
豊橋市	防災危 機管理 課	0532-51-3116	0532-51-2075 (消防本部通 信指令課)	0532-56-2122	0532-56-0033 (消防本部通 信指令課)	〒440-8501 愛知県豊橋市今橋町 1番地	bousaikikikanri@city.toyohashi.lg.jp
岡崎市	市民生 活部 防災課	0564-23-6711	0564-21-5151 (消防本部)	0564-23-6618	0564-26-0373 (消防本部)	〒444-8601 愛知県岡崎市十王町 二丁目9番地	bosai@city.okazaki.lg.jp

都 市 名	担当部 署名	電話番号		FAX番号		所在地	Eメールアドレス
		昼間	夜間・休日	昼間	夜間・休日		
豊 田 市	地域振 興部市 民安全 室防災 対策課	0565-31-1212 (内線 3-2072 ～2074) 0565-34-6750 (ダイヤルイ ン)	0565-35-9724 (消防本部指 令課)	0565-34-6048	0565-35-9739 (消防本部指 令課)	〒471-8501 愛知県豊 田市西町 3 丁目 60 番地	bousai@city.toyota .aichi.jp
一 宮 市	総合政 策部危 機管理 課	0586-28-8959 (ダイヤルイ ン)	0586-28-8959	0586-73-9212	0586-73-9212	〒491-8501 愛知県一宮市本町 2 丁目 5 番 6 号	kikikanri@city.ich inomiya.lg.jp
津 市	危機管 理部防 災室	059-229-3104	059-229-3355 (警備員室)	059-223-6247	059-229-3355 (警備員室)	〒514-8611 三重県津市西丸之内 23 番 1 号	229- 3281@city.tsu.lg.jp
四 日 市 市	危機管 理監危 機管理 室	059-354-8119 (直通)	059-354-8119	059-350-3002	059-350-3022	〒510-8601 三重県四日市市諏訪 町 1-5	kikikanri@city.yok kaichi.mie.jp
大 津 市	総務部 危機・ 防災対 策課	077-528-2616 (直通)	077-525-9927 (消防局通信 指令課)	077-523-2202	077-522-4657 (消防局通信 指令課)	〒520-8575 滋賀県大津市御陵町 3 番 1 号	otsu1223@city.otsu .lg.jp
豊 中 市	危機管 理課	06-6858-2683	06-6843-2345 (豊中市・池 田市消防指令 センター指令 管制係)	06-6858-2667	06-6857-3119 (豊中市・池 田市消防指令 センター指令 管制係)	〒561-8501 大阪府豊中市中桜塚 3-1-1	kikikanri@city.toy onaka.lg.jp
高 槻 市	総務部 危機管 理室	072-674-7314 (直通)	072-674-7000 (直通)	072-675-8184	072-675-8184 ※危機管理室 執務室	〒569-0067 大阪府高槻市桃園町 2 番 1 号	kikikan- 82@city.takatsuki. lg.jp
枚 方 市	市民安 全部危 機管理 室	072-841-1270 (直通)	072-841-1221	072-841-3092	072-841-3092	〒573-8666 大阪府 枚方市大垣内町 2 丁 目 1-20	kikikanri@city.hir akata.osaka.jp
八 尾 市	危機管 理課	072-924-9870 (直通)		072-924-3968		〒581-0003 大阪府八尾市本町一 丁目 1 番 1 号	kikikanri@city.yao .lg.jp
寝 屋 川 市	人・ふ れあい 部危機 管理室	072-825-2194 (直通)	072-825-2194	072-825-0334	072-825-0334	〒572-8555 大阪府寝屋川市本町 1 番 1 号	bousai@city.neyaga wa.lg.jp

都市名	担当部署名	電話番号		FAX番号		所在地	Eメールアドレス
		昼間	夜間・休日	昼間	夜間・休日		
東大阪市	危機管理室	06-4309-3000 (代表) 06-4309-3130 (直通)	06-4309-3330	06-4309-3858	06-4309-3858	〒577-8521 大阪府東大阪市荒本 北1丁目1番1号	kikikanri@city.higashiosaka.lg.jp
姫路市	危機管理室	079-223-9593 (直通)	079-223-0003 (消防局 情報指令課)	079-223-9541	079-222-8222 (消防局 情報指令課)	〒670-0940 兵庫県姫路市三左衛門堀西の町3番地 (姫路市防災センター5F)	kikikanri@city.himeji.lg.jp
尼崎市	危機管理安全局・企画管理課・災害対策課	06-6489-6564 (企) 06-6489-6165 (災)	06-6481-0119 (消防局 情報指令課)	06-6489-6166	06-6482-1995 (消防局 情報指令課)	〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23-1	ama-bousai@city.amagasaki.hyogo.jp
明石市	総務局総合安全対策室	078-918-5069	078-912-1111	078-918-5140		〒673-8686 兵庫県明石市中崎1丁目5-1	bousai@city.akashi.lg.jp
西宮市	防災危機管理 局防災総括室 災害対策課	0798-35-3626 (災害対策課)	0798-35-3046 (守衛室)	0798-36-1990	0798-35-4051	〒662-8567 兵庫県西宮市六湛寺町10番3号	boutai@nishi.or.jp
奈良市	危機管理監危機管理課	0742-34-4930	0742-34-1111	0742-35-3635	0742-35-3635	〒630-8580 奈良県奈良市二条大路南一丁目1番1号	kikikanri@city.nara.lg.jp
和歌山市	危機管理局危機管理部総合防災課	073-435-1199	073-435-1199	073-435-1299	073-435-1299	〒640-8157 和歌山県和歌山市八番丁12番地	sogobosai@city.wakayama.lg.jp
鳥取市	危機管理部危機管理課	0857-20-3118	0857-22-8111 (警備員室)	0857-20-3042	0857-20-3042	〒680-8571 鳥取県鳥取市尚徳町116	kikikanri@city.tottori.lg.jp

資料編（災害協定関係）

都 市 名	担当部 署名	電話番号		F A X 番号		所在地	E メールアドレス
		昼間	夜間・休日	昼間	夜間・休日		
松 江 市	防災安 全部防 災安全 課	0852-55-5115	0852-55-5555 (守衛室)	0852-55-5617	0852-55-5617	〒690-8540 島根県松江市末次町 86 番地	bousai@ city.matsue.lg.jp
倉 敷 市	総務局 防災危 機管理 室	086-426-3645	086-426-3033	086-421-2500	086-421-2500	〒710-8565 岡山県倉敷市西中新 田 640	lg- csmgt@city.kurashi ki.lg.jp
福 山 市	総務局 総務部 危機管 理防災 課	084-928-1228	084-921-2130 (警備員室)	084-926-0845	084-928-3501 (警備員室)	〒720-8501 広島県福山市東桜町 3 番 5 号	kikikanri- bousai@city.fukuya ma.hiroshima.jp
下 関 市	総務部 防災危 機管理 課	083-231-9333 (直通)	083-231-1111 (宿直)	083-231-9966	083-231-9966	〒750-8521 山口県下関市南部町 1-1	skbousai@city.shim onoseki.lg.jp
高 松 市	総務局 危機管 理課	087-839-2184	087-839-2258	087-839-2210	087-839-2210	〒760-8571 香川県高 松市番町一丁目 8 番 15 号	bousai@city.takama tsu.lg.jp
松 山 市	総合政 策部危 機管理 課	089-948-6793	089-948-6685	089-934-1813	089-934-1813	〒790-8571 愛媛県松山市二番町 4 丁目 7-2	kikikanri@city.mat suyama.lg.jp
高 知 市	防災対 策部防 災政策 課	088-823-9055	088-822-8111	088-823-9085	088-823-9877	〒780-0850 高知県高知市丸ノ内 1 丁目 7 番 45 号	kc- 080200@city.kochi. lg.jp
久 留 米 市	総務部 防災対 策課	0942-30-9074	0942-30-9000	0942-30-9712	0942-30-9712	〒830-8520 福岡県久留米市城南 町 15-3	bousai@city.kurume .fukuoka.jp
長 崎 市	防災危 機管理 室	095-822-0480	095-822-0461 (消防局)	095-820-0108	095-820-8872 (消防局)	〒850-0032 長崎県長崎市興善町 3 番 1 号	bousai@city.nagasa ki.lg.jp
佐 世 保 市	防災危 機管理 局	0956-23-9258	0956-23-5121 (消防局)	0956-25-0086	0956-23-6898 (消防局)	〒857-0056 長崎県佐世保市平瀬 町 9 番地 2	bousai@city.nagasa ki.lg.jp
大 分 市	総務部 防災危 機管理 課	代表 097-534-6111 直通 097-537-5664	代表 097-534-6119 直通 097-537-5664	097-533-0252	097-533-0252	〒870-8504 大分市荷揚町 2 番 31 号	bosai@kikikanri@cit y.oita.oita.jp

都市名	担当部署名	電話番号		FAX番号		所在地	Eメールアドレス
		昼間	夜間・休日	昼間	夜間・休日		
宮崎 市	危機管理 部危機管理 課	0985-21-1730	090-4983-9847	0985-25-2145	0985-25-2145	〒880-8505 宮崎県宮崎市橋通西 1丁目1番1号	03kiki@city.miyazaki.miyazaki.jp
鹿児島 市	危機管理 課	099-216-1213 (直通)	099-224-1111 (代表)	099-226-0748	099-226-0748	〒892-8677 鹿児島県 鹿児島市山下町11 番1号	kikikanri@city.kagoshima.lg.jp
那覇 市	総務部 防災危機管理 課	098-861-1102	090-7456-3500 (課長携帯)	098-862-0614	098-862-0614	〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1 番1号	61281KENI@city.naha.lg.jp

〔海上保安部〕

機関名	住所	担当課	電話番号	FAX番号
呉海上保安部	呉市宝町9-25	警備救難課	26-0118	

〔広島中央地域連携中枢都市圏〕

市町名	住所	担当課	連絡先
竹原市	竹原市中央五丁目1番35号	総務部 総務課 防災係	0846-22-7719
東広島市	東広島市西条栄町8番29号	総務部 危機管理課	082-420-0400
江田島市	江田島市大柿町大原505番地	危機管理監 危機管理課	0823-43-1633
海田町	安芸郡海田町上市14-18	総務部 生活安全課 防災係	082-823-9208
熊野町	安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号	総務部 総務課	082-820-5601
坂町	安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目1番1号	民生部 環境防災課 危機管理室	082-820-1540
大崎上島町	豊田郡大崎上島町東野6625番地1	総務企画課	0846-65-3111

〔上下水道局所管〕

〔地震・異常湧水等の災害時における水道水の相互融通に関する協定〕

〔応援給水の実施に関する覚書〕

市名	所在地	担当部署	電話番号	FAX番号
広島市	広島市中区基町9番32号	水道局 企画総務課	082-511-6806	082-221-5320

〔災害時等における水道水の相互応援に関する協定〕

市名	所在地	担当部署	電話番号	FAX番号
江田島市	江田島市江田島町中央1丁目1-1	広島県水道広域連合企業団 江田島事務所	0823-42-3311	0823-42-4414

〔中国地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定書〕

県市名	所在地	担当部署	電話番号	FAX 番号
鳥取県	鳥取市東町 1 丁目 271 番地	企業局 工務課	0857-26-7448	0857-26-8193
鳥取市	鳥取市青谷町青谷 667	水道局 西地域水道事務所	0857-85-2526	0857-85-1819
島根県	松江市殿町 8 番地	企業局 施設課	0852-22-6841	0852-22-5679
岡山県	岡山市中区古京町 1-7-36	企業局 施設課	086-226-7547	086-223-2584
広島県	広島市中区基町 10-52	広島県水道広域連合 企業団 技術管理課	050-3785-2840	082-227-5317
福山市	福山市古野上町 15 番 25 号	経営管理部 上下水道総務課	084-928-1530	084-922-6583
大竹市	大竹市小方 1-11-1	大竹市上下水道局 業務課	0827-59-2193	0827-57-6432
山口県	山口市滝町 1-1	企業局 電気工水課	083-933-4041	083-933-4029
岩国市	岩国市山手町 4 丁目 4-14	水道局 総務課	0827-22-3711	0827-22-0822
山陽小野田市	山陽小野田市新生 1 丁目 8 番 22 号	水道局 総務課	0836-83-4111	0836-83-4597

〔災害時等における水質検査の相互応援に関する協定書〕

県市名	所在地	担当部署	電話番号	FAX 番号
広島市	広島市安佐北区落合南 6 丁目 1 番 1 号	水道局 水質管理課	082-843-4421	082-843-6141
福山市	福山市御幸町中津原 158 番地	上下水道局 水質管理センター	084-955-1144	084-955-4990
尾道市	尾道市高須町 1132 番地 2 号	上下水道局 浄水課	0848-46-1489	0848-46-1470
三原市	三原市西野 5-14-1	広島県水道広域連合 企業団 三原事務所	0848-64-2121	0848-64-2135
府中市	府中市用土町 440 番地 1	広島県水道広域連合 企業団 府中事務所	050-3785-3260	0847-43-7201
広島県	広島市安芸区畑賀町 2970	広島県水道広域連合 企業団 水質管理セ ンター	050-3785-2920	—

〔海上自衛隊〕

機関名	所在地	担 当 部 署	連 絡 先
海上自衛隊	呉市幸町 8-1	呉地方総監部広報推進室	0823-22-5511

1 消防相互援助協約（在日米陸軍司令部）

呉市および在日米陸軍司令部

呉市々長並びに在日米陸軍司令官は、ともに火災の予防と消火による人命、財産の保護に責任を有し、その提携による相互利益と妥当性を認め、更に、呉市々長並びに在日米陸軍司令官は、互に相互の責任地区に対する消防活動の相互援助を希望するので、こゝに消防援助協約を結び、互に正当な委任権をもって署名する。

第1条 相互援助

呉市々長もしくはその代行者の要請があったときは、在日米陸軍、西南地区技術部広消防隊所属の人員、器材を呉市消防局援助のために派遣する。また、米陸軍西南地区技術部の長あるいはその代行
者から要請があったときは、呉市々長は在日米陸軍広弾薬貯蔵施設にその消防隊を援助のため派遣する。

第2条 消防援助の要請

1 消防援助の要請は、通常相互の電話連絡によって行れるものとする。この際の電話通報は、次のとおりとする。

(a) 米陸軍側が呉市消防局の援助を要請する場合。

電話番号 119もしくは26-0119

(b) 呉市消防局が米軍側の援助を必要とする場合。

電話番号 71-1028 (広消防隊)

2 米軍広弾薬貯蔵施設へ援助出動した消防隊および人員は、通常軍施設正門より保安関係者の誘導によって火災現場へ到達するものとする。呉市の責任地区の火災に出動する米陸軍消防隊は、呉市々長の命ずる地点へ出動すること。応援隊の長は、出動現場で要請部隊の指揮者と協議し、各隊の防御担当面を分担し、協力して火災防御に当るものとする。

第3条 弁済と保償

1 この協約に基づいて行なわれる一切の援助行為は、互に弁済の義務を負わないものとする。

2 この協約の結果生じた人身の傷害、死亡あるいは器材の損失にかゝる補償の請求権は、日米地位協定第18条の規定に従うものを除いては、互にその権利を放棄する。

第4条 除外規定

呉市消防局々長および在日米陸軍方面消防司令（西南地区技術部長）は、消防隊の援助派遣が独自の消防火にいちじるしい妨げとなると判断した場合、その派遣を中止する権利を保留するものとする。

第5条 効力

この協約は、両側代表権者が署名し、その日付をもって効力を発し、この協約以前に取り交された口頭もしくは書面による同種の協定は、その効力を失うものとする。

第6条 改定と廃止

1 この協約に使われている字句は、一方からの要請に他方が同意したとき、いかなる場合でも改変できるものとする。

2 この協約は、一方が他方へ書面で通告した場合、いかなる時でも廃止できるものとする。

両側から正当な委任権を認められた両者がこゝに協約を成立させた証として署名する。

1970年9月16日 (調印の地) 吳 市

奥原義人

吳市市長

薄井繁雄

吳市消防局々長

1970年8月14日キャンプ座間において。

在日米陸軍々司令官の委任において

佐世保市にて1970年8月18日

サトル アマキ
陸軍中佐
軍司令部消防司令長兼技術本部々長

ロバート C キーン
軍属
司令部副消防司令
西南地区技術部長

2 災害時の相互応援に関する協定書（県・県内市町）

災害時の相互応援に関する協定書

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号の規定に基づき、広島県（以下「県」という。）及び広島県内の市町村は、広島県内で災害が発生し、災害を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、広島県内の他の市町村に応援要請する応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため、また、県を通じて行う他の都道府県の市町村との災害時の相互応援を迅速かつ円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結した。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救援活動等に必要な車両、舟艇、航空機及び資機材の提供
- (4) 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の人的応援
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

（応援要請の手続き等）

第2条 応援を受けようとする市町村は、原則として、次の事項を明らかにして、第4条に定める県又は市町村の連絡担当部局（以下「連絡担当部局」という。）を通じて、電話、ファクシミリ等により要請し、後日、速やかに文章を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物質等、品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職種別人員
- (4) 前条第5項に掲げる応援を要請する場合にあっては、収容を要する被災者の状況及び人
- (5) 応援を必要とする区域並びに受入地点及び受入地点への経路
- (6) 応援を必要とする期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 被災市町村以外の市町村は、通信の途絶等により被災市町村との連絡がとれず、災害の実態に照らし特に緊急を要し、被災市町村が前項の要請を行ういとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。

3 他の都道府県の市町村の応援を受けようとする市町村は、県の連絡担当部局を通じて要請するものとする。

4 県を通じて他の都道府県の市町村から応援要請を受けた市町村は、速やかに応援の諾否を県に通報するものとする。

5 県は、市町村間の応援については必要な指示又は調整を行うものとする。

（応援の経費の負担）

第3条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村の負担とする。

2 応援を受けた市町村が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた市町村から要請があった場合には、応援した市町村は一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別紙「応援経費の負担基準」に定めるところによる。

（連絡担当部局）

第4条 県及び市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

（連絡協議会の設置）

第5条 県及び市町村は、この協定に基づいて応援が円滑に行われるよう、広島県災害時相互応援連絡協議会を設置し、定期的に研究・協議するものとする。

（他の協定との関係）

第6条 この協定は、市町村が別に締結した災害時の相互応援に関する協定その他災害応援に関して定められた他の手続きを排除するものではない。

（その他）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、県及び市町村が協議して定めるものとする。

（施行）

第8条 この協定は、平成8年12月2日から施行する。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書87通を作成し、県及び各市町村が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

平成8年12月2日

広島県	代表者	広島県知事	黒瀬町	代表者	黒瀬町長
広島市	代表者	広島市長	福富町	代表者	福富町長
呉市	代表者	呉市長	豊栄町	代表者	豊栄町長
竹原市	代表者	竹原市長	大和町	代表者	大和町長
三原市	代表者	三原市長	河内町	代表者	河内町長
尾道市	代表者	尾道市長	本郷町	代表者	本郷町長
因島市	代表者	因島市長	安芸津町	代表者	安芸津町長
福山市	代表者	福山市長	安浦町	代表者	安浦町長
府中市	代表者	府中市長	川尻町	代表者	川尻町長
三次市	代表者	三次市長	豊浜町	代表者	豊浜町長
庄原市	代表者	庄原市長	豊町	代表者	豊町長
大竹市	代表者	大竹市長	大崎町	代表者	大崎町長
東広島市	代表者	東広島市長	東野町	代表者	東野町長
廿日市市	代表者	廿日市市長	木江町	代表者	木江町長
府中町	代表者	府中町長	瀬戸田町	代表者	瀬戸田町長
海田町	代表者	海田町長	御調町	代表者	御調町長
熊野町	代表者	熊野町長	久井町	代表者	久井町長
坂町	代表者	坂町長	向島町	代表者	向島町長
江田島町	代表者	江田島町長	甲山町	代表者	甲山町長
音戸町	代表者	音戸町長	世羅町	代表者	世良町長
倉橋町	代表者	倉橋町長	世羅西町	代表者	世羅西町長
下蒲刈町	代表者	下蒲刈町長	内海町	代表者	内海町長
蒲刈町	代表者	蒲刈町長	沼隈町	代表者	沼隈町長
大野町	代表者	大野町長	神辺町	代表者	神辺町長
湯来町	代表者	湯来町長	新市町	代表者	新市町長
佐伯町	代表者	佐伯町長	油木町	代表者	油木町長
吉和村	代表者	吉和町長	神石町	代表者	神石町長
宮島町	代表者	宮島町長	豊松村	代表者	豊松村長
能美町	代表者	能美町長	三和町	代表者	三和町長

沖 美 町	代表者	沖 美 町 長	上 下 町	代表者	上 下 町 長
大 柿 町	代表者	大 柿 町 長	総 領 町	代表者	総 領 町 長
加 計 町	代表者	加 計 町 長	甲 奴 町	代表者	甲 奴 町 長
筒 賀 村	代表者	筒 賀 村 長	君 田 村	代表者	君 田 村 長
戸 河 内 町	代表者	戸 河 内 町 長	布 野 村	代表者	布 野 村 長
芸 北 町	代表者	芸 北 町 長	作 木 村	代表者	作 木 村 長
大 朝 町	代表者	大 朝 町 長	吉 舎 町	代表者	吉 舎 町 長
千 代 田 町	代表者	千 代 田 町 長	三 良 坂 町	代表者	三 良 坂 町 長
豊 平 町	代表者	豊 平 町 長	三 和 町	代表者	三 和 町 長
吉 田 町	代表者	吉 田 町 長	西 城 町	代表者	西 城 町 長
八 千 代 町	代表者	八 千 代 町 長	東 城 町	代表者	東 城 町 長
美 土 里 町	代表者	美 土 里 町 長	口 和 町	代表者	口 和 町 長
高 宮 町	代表者	高 宮 町 長	高 野 町	代表者	高 野 町 長
甲 田 町	代表者	甲 田 町	比 和 町	代表者	比 和 町 長
向 原 町	代表者	向 原 町 長			

応援経費の負担基準

1 応援職員の派遣要する経費の負担等

第3条第1項に定める経費のうち、第1条第4号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- ア 応援を受けた市町村が負担する経費の額は、応援をした市町村が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- イ 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援をした市町村の負担とする。
- ウ 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた市町村が、応援を受けた市町村への往復の途中において生じたものについては応援をした市町村が賠償の責めに任ずる。
- エ ア、イ及びウのほか、応援職員の派遣に要する経費については、応援を受けた市町村及び応援をした市町村が協議して定める。

2 経費の一時繰替支弁等

- (1) 応援をした市長村は、第3条第2項に定める応援に要する経費を一時繰替支弁した場合、次に掲げる経費に相当する額を、応援を受けた市町村に請求する。

区分	経費
第1条第1号及び第2号の物資に係るもの	購入費及び輸送費
第1条第1号から第3号までの資器材（同条第3号の車両、舟艇及び航空機を含む。）に係るもの	借上料、燃料費、輸送費、維持管理費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
第1条第4号の職員の派遣に係るもの	1に定める経費
第1条第5号の施設の提供に係るもの	借上料
第1条第6号の特に要請のあった事項に係るもの	実施に要した経費

- (2) (1)の請求は、応援をした市町村の市町村長名による請求書により、連絡担当部局を経由して応援を受けた市町村の市町村長に請求するものとする。

- (3) (1)及び(2)により難しいときは、応援を受けた市町村及び応援をした市町村が協議して定める。

3 災害時における情報交換に関する協定書（国土交通省中国地方整備局）

災害時における情報交換に関する協定書

国土交通省中国地方整備局長（以下「甲」という。）と呉市長（以下「乙」という。）は、呉市の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）の情報交換について、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、甲及び乙が連携を図り、呉市民の生命、身体及び財産の安全並びに安定した生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

（協力体制）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

（現地情報連絡員の派遣）

第3条 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めたときは、呉市災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換に当たらせるものとする。

（平常時の連携）

第4条 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙両者署名の上、各自その1通を保有する。

平成23年7月26日

甲 国土交通省 中国地方整備局長 福田 功

乙 呉 市 呉 市 長 小村 和年

4 災害時における旧軍港市相互応援に関する協定（横須賀市、佐世保市、舞鶴市）

災害時における旧軍港市相互応援に関する協定

横須賀市、呉市、佐世保市及び舞鶴市（以下「協定市」という。）は、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、協定市のいずれかの地域において災害が発生し、当該被害を受けた市（以下「被災市」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市の要請に応え、当該災害により被害を受けていない協定市（以下「応援市」という。）が友愛的精神に基づき、応援協力し、被災市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

（事前対策）

第2条 協定市は、平常時から次の事項を実施し、災害時における相互応援に備えるものとする。

- (1) 連絡体制の整備
- (2) 応援要請及び呼応に係る訓練その他の必要な訓練
- (3) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の種類）

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救護及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者等へ発信する必要がある情報のホームページへの掲載
- (6) 前各号に掲げるもののほか、被災市から特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第4条 応援を要請しようとする被災市は、次の事項を明らかにし、第6条に定める担当部局を通じて電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員並びに業務内容
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、災害の概要、情報通信機器の状況、被害状況、避難場所、ライフライン情報その他の被災者等へ発信する必要がある情報
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第5条 応援を要請された応援市は、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

2 被災市の応援を実施する場合は、応援市が相互に連携協力の上、行うものとする。

3 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により連絡が取れない場合には、応援市が相互に連絡調整し、自主的な応援活動を行うことができる。

（連絡担当部局）

第6条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生した時は速やかに情報を相互に交換するものとする。

（応援経費の負担）

第7条 応援に要した経費は、協定市が協議して別に定める。

（その他）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

（協定の発効）

第9条 この協定は、平成24年9月28日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、協定市が署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年9月28日

神奈川県横須賀市小川町11番地
横須賀市
横須賀市長 吉田 雄人

広島県呉市中央4丁目1番6号
呉市
呉市長 小村 和年

長崎県佐世保市八幡町1番10号
佐世保市
佐世保市長 朝長 則男

京都府舞鶴市字北吸1044番地
舞鶴市
舞鶴市長 多々見 良三

5 瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定（74市）

瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定

（目的）

第1条 この協定は、瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会（以下「海ネット」という。）を構成する会員のうち、この協定を締結した会員（以下「海ネット共助会員」という。）が、海ネット共助会員の地域において地震等による災害が発生し、被災会員独自では十分な応急対応ができない場合に、主に海の路を介した連携により、相互に救援協力し、被災会員の応急及び復旧対策を円滑に遂行することを目的に締結するものである。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 医療機関への被災傷者等の受入れ
- (4) 被災者への臨時的な居住施設の提供
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

（地域ブロックの設置）

第3条 災害の規模等に応じて応援を円滑に行うため、以下のとおり地域ブロックを設置する。

地域ブロック	海ネット共助会員
近畿・中国ブロック	大阪府堺市、大阪府岸和田市、大阪府貝塚市、大阪府高石市、 大阪府忠岡町、大阪府岬町 兵庫県姫路市、兵庫県明石市、兵庫県洲本市、兵庫県南あわじ市、 兵庫県淡路市、兵庫県播磨町 和歌山県海南市、和歌山県湯浅町、和歌山県由良町 岡山県玉野市、岡山県笠岡市、岡山県浅口市 広島県広島市、広島県呉市、広島県竹原市、広島県三原市、 広島県尾道市、広島県福山市、広島県大竹市、広島県東広島市、 広島県廿日市市、広島県江田島市、広島県海田町、広島県坂町 山口県下関市、山口県宇部市、山口県山口市、山口県防府市、 山口県岩国市、山口県光市、山口県柳井市、山口県山陽小野田市、 山口県周防大島町、山口県上関町
四国・九州ブロック	徳島県小松島市、徳島県松茂町 香川県高松市、香川県丸亀市、香川県坂出市、香川県観音寺市、 香川県さぬき市、香川県東かがわ市、香川県三豊市、香川県土庄町、 香川県小豆島町、香川県直島町、香川県宇多津町、香川県多度津町 愛媛県松山市、愛媛県今治市、愛媛県宇和島市、愛媛県八幡浜市、 愛媛県新居浜市、愛媛県西条市、愛媛県大洲市、愛媛県伊予市、 愛媛県四国中央市、愛媛県西予市、愛媛県上島町、愛媛県松前町、 愛媛県伊方町、愛媛県愛南町、 大分県中津市、大分県姫島村

（地域ブロックによる応援の連絡調整）

第4条 地域ブロックには地域ブロック幹事及び地域ブロック副幹事（以下「地域ブロック幹事等」という。）を置くものとし、海ネット共助会員から互選により選出するものとする。

2 地域ブロック幹事等の任期は、それぞれ1年とする。

3 地域ブロック幹事等は、被災会員に対する応援を速やかに行うため、地域ブロック内の総合調整を行うものとする。

（応援の要請）

第5条 被災会員は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、文書により所属する地域ブロック幹事等に対し要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信等により応援を要請することができる。この場合、当該要請後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請理由
- (2) 必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路
- (3) 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所と経路
- (4) 受入れを必要とする被災傷者等の人数及び診療科目
- (5) 受入港及び受入港への海上経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

2 要請を受けた地域ブロック幹事（以下「応援とりまとめ幹事」という。）は、速やかに他の地域ブロック幹事等と協議を行い、被災会員を応援できる海ネット共助会員を決定し、その旨を被災会員及び他の地域ブロック幹事等並びに海ネット事務局に通知する。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

3 通知を受けた海ネット事務局は、必要に応じて状況を関係機関に報告するものとする。

（応援の実施）

第6条 海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請を受けた場合、可能な範囲でこれを実施するものとする。

2 海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請がない場合でも、速やかに協議を行い、当該被災会員に応援が必要と判断したときは、応援を実施することができる。この場合は、前条に規定する応援の要請があったものとみなし、前条の規定を準用する。

3 応援とりまとめ幹事は、他の地域ブロック幹事等と緊密な連絡をとり、被災会員が必要とする応援を適切に実施できるよう努めるものとする。

（応援経費の負担）

第7条 応援に要した経費は、原則として被災会員が負担する。ただし、被災会員と応援を行う海ネット共助会員（以下、「応援会員」という。）との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

2 被災会員において経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災会員から要請があった場合は、応援会員は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、経費負担等に関し必要な事項は別途調整を図る。

（協定運営協議会の設置）

第8条 この協定の運営を円滑に行うため、協定運営協議会を設置する。

- (1) 協定運営協議会は、地域ブロック幹事等で構成する。
- (2) 協定運営協議会には幹事及び副幹事を置くものとし、互選により選出するものとする。
- (3) 前号の幹事及び副幹事の任期は、それぞれ1年とする。
- (4) 協定運営協議会の事務局は、幹事の担当課内におき、協議会の庶務を行う。

2 協定運営協議会の行う業務は、以下のとおりとする。

- (1) この協定に参加又は離脱を希望する海ネット共助会員への同意
- (2) 協定の実効性の確保に関する企画及び管理
- (3) この協定の運営に係る連絡及び調整
- (4) その他、この協定の運営に関し必要な事項の決定

（海ネット共助会員への参加及び離脱）

第9条 海ネット共助会員への参加及び離脱は、別紙様式の協定（参加・離脱）申請書を協定運営協議会へ提出し、当該申請書を協定運営協議会が受理したときをもって同意したものとみなす。

2 前条第1項第2号の幹事は、海ネット共助会員に異動があった場合は、速やかに他の海ネット共助会員及び海ネット事務局に通知する。

（他の協定との関係）

第10条 この協定は、海ネット共助会員が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

（通信体制の整備）

第11条 海ネット共助会員は、複数の通信体制を整備し、災害時における連絡手段の確保を図るよう努める。

2 海ネット共助会員は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

（協定の実効性の確保）

第12条 海ネット共助会員は、平素より相互に海の路を通じた交流・連携の推進を図りつつ、この協定の実効性の確保に努めるものとする。

（協定に関する協議）

第13条 この協定に定めるもののほか、瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関し必要な事項は、協定運営協議会が別に定める。

附 則

この協定は、平成24年3月29日から施行する。

この協定は、平成24年10月29日から施行する。

この協定は、平成25年3月27日から施行する。

この協定は、平成25年5月22日から施行する。

この協定は、平成25年10月25日から施行する。

この協定は、平成25年12月27日から施行する。

この協定は、平成26年3月28日から施行する。

この協定は、平成26年5月29日から施行する。

この協定は、平成26年12月17日から施行する。

大阪府	堺市長	竹山	修身	山口県	光市長	市川	熙
大阪府	岸和田市長	信貴	芳則	山口県	柳井市長	井原	健太郎
大阪府	貝塚市長	藤原	龍男	山口県	山陽小野田市長	白井	博文
大阪府	高石市長	阪口	伸六	山口県	周防大島町長	椎木	巧
大阪府	忠岡町長	和田	吉衛	山口県	上関町長	柏原	重海
大阪府	岬町長	田代	堯	徳島県	小松島市長	濱田	保徳
兵庫県	姫路市長	石見	利勝	徳島県	松茂町長	広瀬	憲発
兵庫県	明石市長	泉	房穂	香川県	高松市長	大西	秀人
兵庫県	洲本市長	竹内	通弘	香川県	丸亀市長	梶	正治
兵庫県	南あわじ市長	中田	勝久	香川県	坂出市長	綾	宏
兵庫県	淡路市長	門	康彦	香川県	観音寺市長	白川	晴司
兵庫県	播磨町長	清水	ひろ子	香川県	さぬき市長	大山	茂樹
和歌山県	海南市長	神出	政巳	香川県	東かがわ市長	藤井	秀城
和歌山県	湯浅町長	上山	章善	香川県	三豊市長	横山	忠始
和歌山県	由良町長	畑中	雅央	香川県	土庄町長	三枝	邦彦
岡山県	玉野市長	黒田	晋	香川県	小豆島町長	塩田	幸雄
岡山県	笠岡市長	三島	紀元	香川県	直島町長	濱中	満
岡山県	浅口市長	栗山	康彦	香川県	宇多津町長	谷川	俊博
広島県	広島市長	松井	一實	香川県	多度津町長	丸尾	幸雄
広島県	呉市長	小村	和年	愛媛県	松山市長	野志	克仁

広島県	竹原市長	吉 田	基	愛媛県	今治市長	菅	良 二
広島県	三原市長	天 満	祥 典	愛媛県	宇和島市長	石 橋	寛 久
広島県	尾道市長	平 谷	祐 宏	愛媛県	八幡浜市長	大 城	一 郎
広島県	福山市長	羽 田	皓	愛媛県	新居浜市長	石 川	勝 行
広島県	大竹市長	入 山	欣 郎	愛媛県	西条市長	青 野	勝
広島県	東広島市長	藏 田	義 雄	愛媛県	大洲市長	清 水	裕
広島県	廿日市市長	眞 野	勝 弘	愛媛県	伊予市長	武 智	邦 典
広島県	江田島市長	田 中	達 美	愛媛県	四国中央市長	篠 原	実
広島県	海田町長	山 岡	寛 次	愛媛県	西予市長	三 好	幹 二
広島県	坂町長	吉 田	隆 行	愛媛県	上島町長	上 村	俊 之
山口県	下関市長	中 尾	友 昭	愛媛県	松前町長	白 石	勝 也
山口県	宇部市長	久保田	后 子	愛媛県	伊方町長	山 下	和 彦
山口県	山口市市長	渡 辺	純 忠	愛媛県	愛南町長	清 水	雅 文
山口県	防府市長	松 浦	正 人	大分県	中津市長	新 貝	正 勝
山口県	岩国市長	福 田	良 彦	大分県	姫島村長	藤 本	昭 夫

6 災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書（中国整備局・兵庫県・和歌山県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・山口県・境港市・民間協力者）

災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書

国土交通省中国地方整備局副局長（以下「甲」という。）並びに鳥取県知事（重要港湾鳥取港港湾管理者）、島根県知事（重要港湾浜田港・西郷港・三隅港港湾管理者）、岡山県知事（国際拠点港湾水島港及び重要港湾宇野港・岡山港港湾管理者）、広島県知事（国際拠点港湾広島港及び重要港湾尾道糸崎港・福山港港湾管理者）、山口県知事（国際拠点港湾徳山下松港及び重要港湾岩国港・三田尻中関港・宇部港・小野田港港湾管理者）、呉市長（重要港湾呉港港湾管理者）、及び境港管理組合管理者（重要港湾境港港湾管理者）、（以下「乙」と総称する。）と民間協力者（以下「丙」と総称する。）は、災害における緊急的な応急対策業務の支援に関し、次のとおり包括的協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害における緊急的な応急対策業務の支援範囲において発生した、地震・津波・台風・その他の異常な自然現象による緊急的な応急対策業務の支援に関し、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（民間協力者）

第2条 本協定における民間協力者は一般社団法人日本埋立浚渫協会中国支部長、中国地区港湾空港建設協会連合会会長、一般社団法人日本海上起重技術協会中国支部長、全国浚渫業協会関西支部長、一般社団法人日本潜水協会会長、一般社団法人海洋調査協会会長及び一般社団法人港湾技術コンサルタント協会会長を指す。

（定義）

第3条 本協定において、

- (1) 「災害」とは、地震・津波・台風・その他の異常な自然現象による被害をいう。
- (2) 「大規模災害」とは、複数の港湾管理者が管理する港湾にわたる災害をいう。
- (3) 「応急対策業務」とは、施設の応急復旧や障害物の撤去その他の緊急的な応急対策に関する活動をいう。（以下、「業務」という。）
- (4) 「港湾施設等」とは、国際拠点港湾及び重要港湾に係る港湾法第二条第五項の港湾施設、同法第二条第八項の開発保全航路及び同法第五十五条の三の四で規定する緊急確保航路をいう。
- (5) 「事務所長」とは、中国地方整備局の港湾空港関係事務所の長をいう。
- (6) 「地方機関の長」とは、乙の所掌する地方機関の長をいう。
- (7) 「資機材等情報」とは、使用可能な資機材等の数量・配置等の情報をいう。
- (8) 「テックフォース活動」とは、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に関して、被災地方公共団体に対する国の技術的な支援活動をいう。「テックフォース隊」とは、被災地方公共団体に対する国の技術的な支援活動を行うために国の職員から構成された組織をいう。

（業務の支援範囲）

第4条 業務の支援範囲は、第3条に規定する港湾施設等における災害の発生箇所及び甲又は乙が特に応急対策を必要と判断した災害発生箇所とする。

（業務の内容）

第5条 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は、港湾施設等に被害が発生し、甲及び乙が個別に締結している災害に関する協定を補完する上で、甲又は乙が丙の協力が必要と認めるときは、被災状況に応じて、丙が長を努める団体の会員（以下、「丙の会員」という。）を特定し、出動要請を行うものとする。

- 2 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は、前項に基づき丙の会員を特定する際に、資機材等情報の報告を丙に求めるものとし、丙は求めに応じて速やかに技術者及び資機材等情報を可能な範囲で収集し、報告するものとする。ただし、中国地方整備局管内に震度6弱以上の地震が発生した場合、丙は自発的に、技術者及び資機材等情報の収集を開始するものとする。
- 3 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は、丙の会員へ出動要請を行った際、その状況を甲乙相互に情報共有するものとする。
- 4 丙の会員は、甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長から出動要請があった場合、できる限り速やかに港湾施設等の被災状況を調査し、甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長の指示により、業務の支援を実施するものとする。なお、中国地方整備局がテックフォース活動を開始し、甲の出動要請があった場合、丙の会員は同活動を迅速かつ円滑に実施するため、テックフォース隊とともに被災地へ向かい同活動の支援を行うものとする。
- 5 丙は、本協定に基づく業務が長期にわたる場合、甲の要請により中国地方整備局が設置する災害対策本部へ情報連絡要員を派遣するものとする。
- 6 甲、乙及び丙は、緊急時の連絡体制を整えとともに、丙は会員への緊急時の連絡体制を整えるものとする。
- 7 丙は、丙の会員への連絡体制及び各会員の有する技術者及び資機材等情報について毎年6月末までに甲及び乙に連絡するものとする。
- 8 丙の会員は、業務の支援を迅速に実施できるよう、技術者及び資機材等の確保に努め、前項の報告に大幅な変更が生じた場合は所属する丙を通じて速やかに甲及び乙に連絡するものとする。
- 9 乙が丙と前2項に定める報告と同様の報告を求める協定を締結している場合は、前2項に定める報告先から乙を除く。

（契約の締結）

第6条 甲又は事務所長及び乙又は地方機関の長は、丙の会員に出動要請したときは、遅滞なく丙の会員と請負契約等を締結するものとする。

- 2 甲若しくは事務所長及び乙若しくは地方機関の長は、複数の丙の会員と請負契約等を締結したときは、請負契約等を締結した会員との合意に基づき、会員間での連絡調整及び会員が実施する業務の取りまとめを行わせる者を指名することができるものとする。
- 3 前項に基づき指名された者は、会員間での連絡体制を定め、甲若しくは事務所長及び乙若しくは地方機関の長に報告するものとする。

（大規模災害時等の場合）

第7条 大規模災害が発生した場合は、第5条の規定にかかわらず、乙が行う丙の会員への出動要請に対して、甲は秩序ある業務のため必要な調整を行うことができるものとする。

（訓練の実施）

第8条 本協定の締結者は、相互協力体制の充実・強化を図るために、出動要請に関する情報伝達等の訓練を少なくとも年1回実施するものとする。

（本協定の適用範囲）

第9条 本協定は、甲又は乙と丙が締結する同じ目的の協定締結を妨げるものではないが、大規模災害発生時においては、本協定を優先するものとし、甲が第7条に基づき調整を行うことができるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の期間は、協定締結日から平成29年3月31日までの期間とする。ただし、期間満了の1月前までに甲、乙又は丙のいずれからも申出のないときは、この協定を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（損害の負担）

第11条 応急対策業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合、又は人員及び資機材等に損害が生じた場合、丙の会員はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により、甲若しくは事務所長の要請に係るものについては甲若しくは事務所に、乙若しくは地方機関の長の要請に係るものについては乙若しくは地方機関の長に報告し、その処置について甲若しくは事務所に係るものについては甲若しくは事務所と、乙若しくは地方機関の長に係るものについては乙若しくは地方機関の長と協議して決定するものとする。

（その他）

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書15通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

平成28年3月31日

甲 国土交通省中国地方整備局副局長 大塚俊介

乙1 重要港湾鳥取港港湾管理者 鳥取県知事 平井伸治

乙2 重要港湾浜田港・西郷港・三隅港港湾管理者 島根県知事 溝口善兵衛

乙3 国際拠点港湾水島港及び重要港湾宇野港・岡山港港湾管理者 岡山県知事 伊原木隆太

乙4 国際拠点港湾広島港及び重要港湾尾道糸崎港・福山港港湾管理者 広島県知事 湯崎英彦

乙5 国際拠点港湾徳山下松港及び重要港湾岩国港・三田尻中関港・宇部港・小野田港港湾管理者
山口県知事 村岡嗣政

乙6 重要港湾呉港港湾管理者 呉市長 小村和年

乙7 重要港湾境港港湾管理者 境港管理組合管理者 平井伸治

丙1 一般社団法人日本埋立浚渫協会中国支部長 大下哲則

丙2 中国地区港湾空港建設協会連合会会長 大下哲則

丙3 一般社団法人日本海上起重技術協会中国支部長 深山隆一

丙4 全国浚渫業協会関西支部長 寄神正文

丙5 一般社団法人日本潜水協会会長 鉄芳松

丙6 一般社団法人海洋調査協会会長 川嶋康宏

丙7 一般社団法人港湾技術コンサルタント協会会長 大村哲夫

7 中核市災害相互応援協定（中核市各市）

中核市災害相互応援協定

中核市各市（以下「協定市」という）は、いずれかの市域において災害が発生し、被害を受けた都市（以下「被災市」という）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市の要請にこたえ、当該災害により被害を受けていない市が友愛的精神に基づき、相互に応援協力し、被災市の災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等及び災害からの復興に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧及び災害からの復興に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

2 被災市は、災害による被害により被災市のホームページを利用して災害情報等の発信をすることができなくなったときは、協定市に対し、当該災害情報等を協定市のホームページに掲載することを要請することができる。

（応援要請の手続き）

第2条 応援を要請しようとする被災市は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、電話又は電信により応援を要請するものとする。この場合において、被災市は必要事項を記載した文書を後日、速やかに協定市に送付しなければならない。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1項第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第1項第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員並びに業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された協定市は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

2 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡がとれない場合には、被災市以外の協定市相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、協定市が協議して別に定める。

（連絡担当部局）

第5条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（資料の交換）

第6条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

（会議）

第7条 この協定の運用体制を整備し、併せて協定市の防災体制の整備に資するため、中核市市長会事務担当者会議の補助機関として中核市市長会防災担当者会議を置く。

（事務局）

第8条 この協定の実施に必要な連絡調整を行うため、中核市市長会防災担当者会議の会長の属する市に事務局を設置する。

（雑則）

第9条 この協定の締結後、新たに中核市への移行によりこの協定への参加希望がある場合は、特段の事情のない限り、協定市はこれを受け入れるものとする。

（その他）

第10条 この協定は、協定市及び協定市の各機関が消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定により別に締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定等に基づく応援を排除するものではない。

第11条 この協定の締結に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

（協定の発効）

第12条 この協定は、平成28年4月1日から効力を発生するものとする。

平成28年4月1日

山形市	山形市長
福島市	福島市長
甲府市	甲府市長
寝屋川市	寝屋川市長
福島市	福島市長
函館市	函館市長
旭川市	旭川市長
青森市	青森市長
八戸市	八戸市長
秋田市	秋田市長
郡山市	郡山市長
いわき市	いわき市長
盛岡市	盛岡市長
宇都宮市	宇都宮市長
越谷市	越谷市長
川越市	川越市長
川口市	川口市長
船橋市	船橋市長
横須賀市	横須賀市長
柏市	柏市長
前橋市	前橋市長
高崎市	高崎市長
八王子市	八王子市長
富山市	富山市長
金沢市	金沢市長
長野市	長野市長

岐	市	長
豊	市	長
岡	市	長
豊	市	長
高	市	長
枚	市	長
八	市	長
東	市	長
姫	市	長
和	市	長
大	市	長
豊	市	長
明	市	長
西	市	長
奈	市	長
尼	市	長
鳥	市	長
松	市	長
呉	市	長
福	市	長
下	市	長
高	市	長
松	市	長
高	市	長
長	市	長
佐	市	長
大	市	長
宮	市	長
鹿	市	長
久	市	長
那	市	長

協定締結権者

倉	市	長
敷	市	長

8 呉市消防局と呉海上保安部との消防活動等に関する業務協定（呉海上保安部）

呉市消防局と呉海上保安部との消防活動等に関する業務協定

（趣旨）

第1条 この協定は、次条に規定する協定区域において行う「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」（昭和43年3月29日）に基づく船舶火災の消火活動のほか、当該区域において呉市消防局（以下「甲」という。）が行う消防活動及び呉海上保安部（以下「乙」という。）が行う海難救助活動（以下「消防活動等」という。）に関し、両機関が相互に協力することにより、迅速かつ安全に市民の生命、身体及び財産を保護するために必要な事項を定める。

（協定区域）

第2条 この協定における対象範囲は、甲が管轄する沿岸部の陸域及び海域（以下「協定区域」という。）とする。

（通報）

第3条 甲及び乙は、協定区域及びその周辺域において船舶の火災、相互に協力する必要があると認める災害若しくは事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、直ちにその旨を相手方に通報するものとする。

2 甲及び乙は、単独で次条に規定する船舶火災の消火活動（以下「船舶消火活動」という。）に従事したときは、速やかにそのてん末を相手方に通報するものとする。

（船舶消火活動に係る担任域）

第4条 甲は、次に掲げる船舶（消防法（昭和23年法律第186号）第2条第6項に規定する船舶安全法（昭和8年法律第11号）第2条第1項の規定を適用しない船舶、端舟、はしけ、被曳船その他の舟を含む。以下同じ。）の消火活動を担任するものとし、乙はこれに協力するものとする。

（1）埠頭、岸壁、栈橋等に係留された船舶及び上架又は入渠中の船舶

（2）河川における船舶

2 前項各号に掲げる船舶以外の船舶消火活動は、主として乙が担任するものとし、甲はこれに協力するものとする。

（船舶消火活動）

第5条 甲及び乙は、それぞれが保有する施設及び資機材並びに人員を活用し、相互に協力して船舶消火活動に従事するものとする。

2 甲及び乙は、船舶消火活動を実施するに当たり、各機関の職員、資機材等（以下「職員等」という。）を迅速かつ円滑に移動させる必要があると認めるときは、それぞれが保有する船舶、車両等による職員等の輸送その他の支援を相互に行うものとする。

3 甲及び乙は、円滑な船舶消火活動を行うために必要があると認めるときは、合同指揮所を設けるものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、船舶消火活動を効果的に行うため、次に掲げる事項について情報の交換を行うものとする。

（1）入港船舶の危険物積載の状況

（2）化学消火剤の備蓄状況

（3）甲及び乙が所有する船舶が接岸できる栈橋等の状況

（4）その他船舶消火活動を効果的に行うために必要な情報

（火災原因等の調査）

第7条 甲及び乙は、船舶の火災の原因調査並びに火災及び消火による損害調査を行うときは、相互に協議して実施するものとする。

（消防活動等の対応）

第8条 甲及び乙は、消防活動等を行うときは、必要に応じて相互に協力するものとし、必要に応じ情報の交換を行うものとする。

- 2 第5条の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、当該規定中「船舶消火活動」とあるのは「消防活動等」と読み替えるものとする。

（大規模災害対応）

第9条 甲及び乙は、大規模災害発生時において船舶消火活動及び消防活動等を実施するときは、災害対策基本法その他の法令に基づき策定された防災計画等に基づき行うものとする。

- 2 甲及び乙は、前項に定める大規模災害以外の災害における船舶消火活動及び消防活動等を効果的に行うため、次に掲げる事項について、連絡調整を行うものとする。

- (1) 被災状況等の調査及び情報収集
- (2) 通信連絡体制
- (3) 沿岸住民に対する広報及び避難情報
- (4) 消火活動要領
- (5) 多数傷病者発生時における活動体制

（訓練・研修等）

第10条 甲及び乙は、船舶消火活動及び消防活動等を円滑に行うため、定期的に合同訓練、研修等（以下「訓練等」という。）を実施するものとする。

- 2 甲及び乙は、訓練等の実施に当たり、安全管理、規律その他遵守すべき事項については、それぞれが定めるところによるものとする。

- 3 甲及び乙は、訓練等を円滑に実施するため、年度当初において、訓練等の内容、回数、時期等を含む基本的な年間計画を策定するものとする。

（経費の負担）

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく船舶消火活動及び消防活動等に要した経費をそれぞれ負担するものとする。ただし、特別に要した経費については、その都度、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

（補償）

第12条 甲及び乙は、この協定に基づく船舶消火活動、消防活動等又は訓練等により、資機材等が紛失若しくは破損し、又は職員が死傷若しくは罹病したときは、他の法令等に定めるもののほか、それぞれがその責任を負うものとする。

（その他）

第13条 この協定に定めるもののほか、協定の実施について必要な事項又は疑義が生じた事項は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

付 則

- 1 この協定は、令和元年5月30日から適用する。
- 2 「業務協定書」（昭和43年10月1日）は廃止する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名・押印の上、各自その1通を所持する。

令和元年5月30日

甲 呉市消防局
代表者 呉市消防局長 中西 賢一

乙 呉海上保安部
代表者 呉海上保安部長 久留 利彦

9 広島中央地域連携中枢都市圏における災害時の相互応援に関する協定（竹原市，東広島市，江田島市，海田町，熊野町，坂町，大崎上島町）

広島中央地域連携中枢都市圏における災害時の相互応援に関する協定

呉市，竹原市，東広島市，江田島市，海田町，熊野町，坂町及び大崎上島町（以下「協定市町」という。）は，圏域の防災力強化のため，災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援に関し，次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は，協定市町の区域において災害が発生し，当該被害を受けた協定市町（以下「被災市町」という。）が独自では十分な応急対策等を実施できない場合において，応急対策等に係る協定市町相互の応援が円滑に実施されるよう，協定市町が相互に協力することを確認し，必要な事項を定めるものとする。

（事前対策）

第2条 協定市町は，平常時から次の事項を実施し，災害時における相互の応援に備えるものとする。

- (1) 連絡体制の整備
- (2) 応援要請及び呼応に係る訓練その他の必要な訓練
- (3) 備蓄物資の情報共有
- (4) 防災意識の啓発のための教育，研修活動等に係る情報共有
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の種類）

第3条 応援の種類は，次のとおりとする。

- (1) 食糧，飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出，医療，防疫，施設の応急対策等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救護及び救助活動に必要な車両及び資機材の提供
- (4) 救助及び応急対策等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者等へ発信する必要がある情報のホームページ等への掲載
- (6) 前各号に掲げるもののほか，被災市町から特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第4条 応援を要請しようとする被災市町は，次の事項を明らかにし，第6条の規定により定めた担当部局を通じて電話，ファクシミリ等により応援を要請し，後日，速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては，物資等の品名，数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては，職員の職種及び人員並びに業務内容
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては，災害の概要，情報通信機器の状況，被害状況，避難場所，ライフライン情報その他の被災者等へ発信する必要がある情報
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第5条 被災市町から前条の規定による応援要請を受けた協定市町（以下「応援市町」という。）は，極力，応援要請に応じるよう努めるものとする。

2 被災市町の応援を実施する場合は，応援市町が相互に連携協力の上，行うものとする。

3 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により連絡が取れない被災市町がある場合には、連絡が可能な協定市町が相互に連絡調整し、自主的な応援活動を行うことができる。

（連絡担当部局）

第6条 協定市町は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは速やかに被災状況等の情報を相互に交換できる体制を整えておくものとする。

（応援等経費の負担）

第7条 第2条の規定による事前対策に要した経費の負担については、協定市町が協議して別に定めるものとする。

2 第3条の規定による応援に要した経費の負担については、原則として応援を受けた被災市町の負担とする。

3 応援を受けた被災市町が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた被災市町から要請があった場合には、応援した協定市町は一時繰替支弁するものとする。

4 前3項に定めるもののほか、経費の負担等に関し必要な事項は、別紙に定めるとおりとする。

（その他）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市町が協議して定めるものとする。

（協定の発効）

第9条 この協定は、平成30年8月1日から効力を発するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書8通を作成し、各協定市町が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年8月1日

広島県呉市中央4丁目1番6号
呉市
呉市長 新原 芳明

広島県竹原市中央5丁目1番35号
竹原市
竹原市長 今榮 敏彦

広島県東広島市西条栄町8番29号
東広島市
東広島市長 高垣 廣徳

広島県江田島市大柿町大原505番地
江田島市
江田島市長 明岳 周作

広島県安芸郡海田町上市14番18号
海田町
海田町長 西田 祐三

広島県安芸郡熊野町中溝1丁目1番1号
熊野町
熊野町長 三村 裕史

広島県安芸郡坂町平成ヶ浜 1 丁目 1 番 1 号
坂町
坂町長 吉田 隆行

広島県豊田郡大崎上島町東野 6 6 2 5 番地 1
大崎上島町
大崎上島町長 高田 幸典

別紙（第 7 条関係）

応援経費の負担基準

1 職員の派遣に要する経費の負担等

第 7 条第 2 項に定める経費のうち、第 3 条第 4 号に掲げる職員（以下「応援職員」という。）の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援を受けた被災市町が負担する経費の額は、応援をした協定市町の規程により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援市町の負担とする。
- (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた被災市町が、応援を受けた被災市町への往復の途中において生じたものについては応援をした協定市町が賠償の責めに任ずる。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、応援を受けた被災市町及び応援をした協定市町が協議して定める。

2 経費の一時繰替支弁等

- (1) 応援をした協定市町は、第 7 条第 3 項の規定により応援に要する経費を一時繰替支弁した場合は、次に掲げる経費に相当する額を、応援を受けた被災市町に請求する。

区 分	経 費
第 3 条第 1 号及び第 2 号の物資に係るもの	購入費及び輸送費
第 3 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号の資機材（同条第 3 号の車両を含む。）に係るもの	借上料、燃料費、輸送費、維持管理費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
第 3 条第 4 号の職員の派遣に係るもの	1 に定める経費
第 3 条第 6 号の特に要請のあった事項に係るもの	実施に要した経費

- (2) 前号の規定による請求は、応援をした協定市町の長名による請求書により、連絡担当部局を経由して応援を受けた被災市町の長にするものとする。
- (3) 前 2 号により難いときは、応援を受けた被災市町及び応援をした協定市町が協議して定める。

10 広島県内航空消防応援協定書（広島市）

広島県内航空消防応援協定書

広島市を甲とし、呉市を乙として、甲乙両当事者は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、甲の所有する回転翼航空機（以下「航空機」という。）を用いた災害の応援について、次のとおり協定を締結した。

（目的）

第1条 この協定は、乙の区域内において発生した災害に甲は、航空機を活用して応援することにより、災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

（対象とする災害）

第2条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、航空機の特性を十分に発揮することができ、かつ、その必要性が認められる災害とする。

（運営経費の負担）

第3条 乙は、甲の航空機を活用することに対し、航空機の運営に要する経費を負担するものとする。

（運航の基準）

第4条 航空機による災害の応援要請その他運航について必要な事項は、別に定める「広島県航空消防の運航に関する要綱」によるものとする。

（航空機の指揮）

第5条 乙の要請に基づく航空機の運航の指揮は、乙の長又は消防長が航空機の長に対して行うものとする。

2 航空機の長は、航空機運航上、気象条件が運航に適しない場合又は航空機の性能限界をこえる場合等支障があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、必要な措置をとることができる。

（応援経費の負担）

第6条 航空機の応援に要する経費の負担は、次の各項に定めるところによるものとする。

2 応援中に発生した事故の処理に要する経費で次に掲げる経費は、要請した乙の負担とする。ただし、甲の重大な過失により発生した損害は、甲の負担とする。

(1) 土地、建物、工作物等に対する補償費

(2) 一般人の死傷に伴う損害補償

3 前項に定める乙の負担額は、航空保険により支払われる金額を控除した額とする。

4 前各項に定める経費以外の諸経費については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

（協定期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定施行の日から平成30年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了する日までに、甲又は乙からなんらの意思表示がないときは、協定の有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（疑義の解決）

第8条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成29年9月1日から施行する。
- 2 広島県内航空消防応援協定書（平成17年4月1日施行）は、この協定の施行の日の前日をもって廃止する。
- 3 航空機による応援については、広島県内広域消防相互応援協定書（平成29年6月1日施行）は、適用しない。

平成29年9月1日

甲 広島市
代表者 広島市長 松井 一實

乙 呉市
代表者 呉市長 小村 和年

11 広島県内広域消防相互応援協定書（県・県内市町）

広島県内広域消防相互応援協定書

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、広島県内において災害が発生した場合に、広島県内の市町及び消防組合がそれぞれの消防力を活用して、消防の相互応援を行うことにより、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

（協定の実施区域）

第2条 この協定の実施区域は、広島県の区域とする。

（協定市町等の責務）

第3条 この協定を締結した市町及び消防組合（以下「協定市町等」という。）は、各協定市町等において、消防力の充実強化に努めるものとする。

（対象とする災害）

第4条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第1条に規定する水火災又は地震等の災害（以下「災害」という。）で、協定市町等の応援を必要とするものとする。

（応援要請）

第5条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した協定市町等（以下「災害発生市町等」という。）の長（協定市町等の長から委任を受けた消防長及び消防組合の管理者を含む。以下同じ。）が、次の各号のいずれかに該当する場合に、他の協定市町等の長に対して行うものとする。

- (1) 災害が他の協定市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれがあると認められる場合
- (2) 災害発生市町等の消防力のみによっては、災害防ぎょが著しく困難と認められる場合
- (3) 災害を防ぎょするため、他の協定市町等が保有する車両、資器材、人員等が必要であると認められる場合
- (4) その他特別な理由により他の協定市町等の応援が必要であると認められる場合

2 応援要請は、次の各号に掲げる事項を明確にして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生日時、場所及び被害の状況
- (3) 必要とする車両、資器材等の種別及び数量並びに人員
- (4) 必要とする消防隊、救助隊、救急隊その他の隊（消防団を含む。）であって災害応援に必要な隊（以下「応援隊」という。）の到着希望日時及び集結場所
- (5) その他必要な事項

（応援隊の派遣）

第6条 応援要請を受けた協定市町等（以下「応援市町等」という。）の長は、特別な理由がない限り応援を行うものとする。

2 応援市町等の長は、応援隊を派遣するときは、出発日時等必要事項を遅滞なく応援要請をした市町等（以下「要請市町等」という。）の長に連絡するものとする。

3 応援市町等の長は、応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町等の長に連絡するものとする。

4 広島県は、この協定に基づく消防の相互応援が円滑に実施されるよう、必要な調整等を行うものとする。

（応援隊の指揮）

第7条 応援隊の指揮は、要請市町等の長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

（報告）

第8条 応援市町等の長は、応援活動終了後速やかに、応援活動の結果を要請市町等の長に報告するものとする。

2 要請市町等の長は、災害活動終了後速やかに、災害の概要を応援市町等の長に報告するものとする。

（経費の負担）

第9条 応援に要する経費の負担については、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援市町等が負担する経費

ア 人件費、消費燃料費等の経費

イ 応援隊員（消防団員を含む。以下同じ）が応援活動により負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費

ウ 応援隊員が、その出発地と災害発生の場所との間の往復中に第三者に損害を与えた場合の賠償費

(2) 要請市町等が負担する経費

ア 要請による救援物資等の調達経費

イ 応援が長時間にわたる場合の燃料の補給及び食料の支給に要する経費

ウ 応援隊員が、応援活動中に第三者に損害を与えた場合の賠償費

(3) 前各項に定める経費以外の経費については、その都度、応援市町等と要請市町等が協議して定めるものとする。

（実施細目等）

第10条 この協定の実施に関して必要な事項は、広島県及び協定市町等が協議して、実施細目及び実施基準等により定めるものとする。

（疑義の協議）

第11条 この協定について、疑義が生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、広島県及び協定市町等が協議して、実施細目及び実施基準等により定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書26通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

附 則

1 この協定は、平成29年6月1日から施行する。

2 広島県内広域消防相互応援協定書（平成22年3月16日施行）は、この協定の施行の日の前日をもって廃止する。

広島県知事	湯 崎 秀 彦
広島市長	松 井 一 實
呉市長	小 村 和 年
竹原市長	吉 田 基
三原市長	天 満 祥 典
尾道市長	平 谷 祐 宏
福山市長	枝 廣 直 幹
府中市長	戸 成 義 則
三次市長	増 田 和 俊
庄原市長	木 山 耕 三
大竹市長	入 山 欣 郎
東広島市長	藏 田 義 雄
廿日市市長	眞 野 勝 弘
安芸高田市長	浜 田 一 義
江田島市長	明 岳 周 作

府 中 町 長	佐 藤 信 治
海 田 町 長	西 田 祐 三
熊 野 町 長	三 村 裕 史
坂 町 長	吉 田 隆 行
安芸太田町長	小 坂 眞 治
北広島町長	箕 野 博 司
大崎上島町長	高 田 幸 典
世 羅 町 長	奥 田 正 和
神原高原町長	入 江 嘉 則
備北地区消防組合管理者	増 田 和 俊
福山地区消防組合管理者	枝 廣 直 幹

12 広島県防災ヘリコプター応援協定書

広島県防災ヘリコプター応援協定

広島県を甲とし、呉市を乙として、甲乙両当事者は、甲の所有する防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）を用いた災害時の応援について、次のとおり協定を締結した。

（目的）

第1条 この協定は、乙が災害による被害を最小限に防止するため、航空機の応援を求めることに關し、必要な事項を定めるものとする。

（協定区域）

第2条 本協定に基づき乙が航空機の応援をもとめることができる地域は、乙の区域とする。

（災害の範囲）

第3条 この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する水火災又は地震等の災害をいう。

（応援要請）

第4条 この協定に基づく応援要請は、乙の長が、次のいずれかに該当し、航空機の活動を必要と判断する場合に、広島県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- （1）災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- （2）乙の消防力によって、防御が著しく困難と認められる場合
- （3）その他救急救助活動等において、航空機による活動が最も有効な場合

（応援要請の方法）

第5条 応援要請は、広島県防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- （1）災害の種別
- （2）災害発生の日時、場所及び被害の状況
- （3）災害発生現場の気象状態
- （4）災害現場の最高指揮者の職名・指名及び連絡方法
- （5）場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- （6）応援に要する資器材の品目及び数量
- （7）その他の必要事項

（防災航空隊の派遣）

第6条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態等を確認の上、応援するものとする。

2 前条の規定による応援要請に応じることができない場合は、知事は、その旨を速やかに乙の長に通報するものとする。

（防災航空隊の隊員の指揮）

第7条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における広島県防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、乙の長又は消防長が行うものとする。この場合において、航空機に搭乗している運行指揮者が航空機の運航に重大な支障があると認めた時は、その旨乙の長又は消防長に通告するものとする。

（消防活動に従事する場合の特例）

第8条 応援要請に基づき退院が消防活動に従事する場合には、乙の長から隊員を派遣している市町村等の長に対して、広島県内広域消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第4条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

（経費負担）

第9条 この協定に基づく応援に要する運行経費は、甲が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運行経費は、相互応援協定第8条の規定にかかわらず、甲が負担するものとする。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項は、甲乙両者が協議して定めるものとする。

（適用）

第11条 この協定は、平成8年7月11日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、知事及び乙の長は記名押印の上、各自それぞれ1通を所持する。

甲 広島県

代表者 広島県知事 藤田 雄山

乙 呉市

代表者 呉市長 小笠原臣也

13 地震・異常湧水等の災害時における水道水の相互融通に関する協定(広島市)

地震・異常湧水等の災害時における水道水の相互融通に関する協定

広島市と呉市とは、地震・異常湧水等の災害時（以下「災害時」という。）において水道水の相互融通を図るため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 両市は、災害時におけるライフラインを確保するため、相互に応援給水を行う。

（応援要請）

第2条 災害時における給水の応援要請は、次の事項を明示した文書によって行うものとする。ただし、文書によることが困難なときには、口頭又は電話、電信その他の情報通信手段により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 応援の場所、予定水量及び期間

(3) その他必要な事項

（応援の実施）

第3条 前条の応援要請を受けた市は、速やかに、別に定める連絡管及び消火栓により応援給水するものとする。

（費用の負担）

第4条 応援に要した費用は、法令その他特別に定めがあるものを除き、応援を受けた市の負担とする。

2 特別の事情がある場合は、第1項の費用について減免することができる。

（応援活動の円滑化）

第5条 応援活動の円滑化を図るため、両市に担当責任者をおく。

（協議）

第6条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両市が協議して定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、両市記名押印のうえ、各その1通を保有する。

平成8年3月27日

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市

代表者 広島市長 平 岡 敬

呉市中央四丁目1番6号

呉市

代表者 呉市長 小笠原 臣 也

14 応援給水の実施に関する覚書（広島市）

応援給水の実施に関する覚書

広島市と呉市とは、地震・異常渇水時等の災害時における水道水の相互融通に関する協定（平成8年3月27日締結。以下「協定」という。）に定めるもののほか、応援給水に関し、その迅速かつ円滑な実施を図るため、次のとおり覚書を締結する。

（応援要請及び協議）

第1条 協定第2条で定める応援要請に係る文書は、別紙様式のとおりとする。

2 両市は、応援要請があったときは、直ちに応援方法、応援水量、応援期間等必要な事項について協議し、決定するものとする。

（応援給水）

第2条 応援給水を行うため、協定第3条で定める連絡管及び消火栓は、次のとおりとする。

(1) 連絡管は、災害対応が長期間におよぶ恐れがあり、両市が必要と認めた場合に設置し、相互に水道水を融通する。

(2) 消火栓は、災害時に補水場所として設置し、水道水を提供する。

2 応援給水の実施場所及び応援可能水量は、次のとおりとする。

区 分	実 施 場 所	応援可能水量
連絡管	広島市側 安芸郡坂町小屋浦一丁目2番から 呉市側 呉市天応福浦町2番までの区間	1,500m ³ /日
消火栓	広島市側 安芸郡坂町平成ヶ浜四丁目1番(2か所) 呉市側 呉市天応西条二丁目10番 呉市天応大浜二丁目3番	600m ³ /日 300m ³ /日 300m ³ /日
	広島市側 広島市安芸区矢野町752-72番 呉市側 呉市焼山泉ヶ丘二丁目12番	200m ³ /日 200m ³ /日

3 応援給水を円滑に行うため、連絡管及び消火栓設置に関する資料を両市で協議の上作成し、別冊として添付する。また、定期的に施設状況等の情報交換を行って、必要に応じ資料の更新を行うものとする。

4 応援給水で使用する消火栓は、応援の要請を受けた市が速やかに開栓して補水等の準備にあたるものとし、当該消火栓が使用不可能な状態にあるときは、近隣の別の消火栓を確保するものとする。

（応援水量の計測と費用負担等）

第3条 応援給水に係る水量（以下「応援水量」という。）は、両市の職員が立ち会いの上、計測する。ただし、何らかの事情により計測ができない場合には、協定第5条で定める両市の担当責任者が協議の上、応援水量を確定するものとする。

2 応援水量に対応する費用の額は、その水量（10立方メートル未満は、切り捨てる。）

に、応援給水を開始した日の属する年度の前年度における応援給水を行った市の給水原価（単位は、銭までとする。）を乗じた額（1円未満の端数は、切り捨てる。）に消費税及び地方消費税を加算して得た額とする。

3 応援給水を受けた市は、応援給水を行った市の発行する納入通知書により、費用を納入するものとする。

（担当責任者）

第4条 協定第5条に定める担当責任者は、両市の水道局の総務担当課長とする。

（その他）

第5条 この覚書に定めのない事項及び覚書の内容に疑義が生じたときは、その都度両市が協議して定める。

平成8年4月1日に締結した応急給水の実施に関する覚書は、廃止する。

なお、この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、両市記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年3月27日

広島市

代表者 広島市水道事業管理者 江 郷 道 生

呉 市

代表者 呉市水道企業管理者 田 中 浩

(別紙様式)

平成 年 月 日

応 援 給 水 要 請 書

様

(要請者)

地震・異常湧水等の災害時における水道水の相互融通に関する協定に基づき、応援給水を要請します。

被害の状況	
応援希望場所	
応援希望水量	m ³ /日
応援希望期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
特記事項	

15 災害時等における水道水の相互応援に関する協定（江田島市）

災害時等における水道水の相互応援に関する協定

呉市と江田島市とは、地震、異常渇水、事故等の災害発生時等（以下「災害時等」という。）において水道水の相互応援を図るため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 両市は、災害時等における水道水を確保し、給水制限等を最小限にとどめるため、互いに協力するものとする。

（応援要請）

第2条 災害時等における給水の応援要請は、次に掲げる事項を明示した書面によって行うものとする。ただし、書面によることが困難なときは、口頭により応援要請をし、後日、速やかに当該書面を送付するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 必要とする予定水量及び期間

(3) その他必要な事項

（応援の実施）

第3条 前条の応援要請を受けた市は、速やかに、別に定める方法により応援給水を実施する。

（費用の負担）

第4条 応援に要した費用は、法令その他特別に定めがあるものを除き、応援を受けた市の負担とする。

2 特別な事情がある場合は、前項の費用について支払を免除することができる。

（応援活動の円滑化）

第5条 応援活動の円滑な実施を図るため、両市に担当責任者を置く。

（協議）

第6条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、呉市水道企業管理者及び江田島市企業局長が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両市記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年3月27日

呉市中央4丁目1番6号

呉市

呉市長 小村 和年

江田島市能美町中町4859番地9

江田島市

江田島市長 曾根 薫

16 中国地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定書（鳥取県外 10 自治体）

中国地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定書

（趣旨）

第1条 この協定は、中国地域の各工業用水道事業者（以下「協定事業者」という。）が管理する工業用水道が地震等の大規模な災害により被災し、当該被災をした協定事業者（以下「被災事業者」という。）が独自では緊急の復旧措置が実施できない場合において、被災事業者からの要請により、他の協定事業者が行う応援活動を迅速かつ円滑に実施するために、必要な事項を定めるものとする。

（協定事業者）

第2条 第1条に規定する協定事業者は下記のとおりとする。

圏 域	協 定 事 業 者
鳥取県	鳥取県企業局
	鳥取市水道局
	米子市経済部
島根県	島根県企業局
岡山県	岡山県企業局
広島県	広島県企業局
	福山市水道局
	呉市水道局
	大竹市上下水道局
山口県	山口県企業局
	岩国市水道局
	山陽小野田市水道局

（代表事業者）

第3条 応援活動を円滑に実施するため、各県を一つの圏域として、各圏域を代表する協定事業者（以下「代表事業者」という。）を下記のとおり定める。

圏 域	代表事業者
鳥取県	鳥取県企業局
島根県	島根県企業局
岡山県	岡山県企業局
広島県	広島県企業局
山口県	山口県企業局

（応援体制の整備）

第4条 協定事業者は、中国地域に及ぶ地震等の大規模な災害が発生した場合は、応援活動を速やかに実施できる体制を整備するものとする。

（応援の要請等）

第5条 被災事業者は、他の協定事業者から応援を受けようとするときは、別に定めるところにより、代表事業者に応援を要請するものとする。

2 前項の規定による応援の要請を受けた代表事業者（以下「応援主管事業者」という。）は、速やかに他圏域の代表事業者及び他の応援を行う協定事業者（以下「応援事業者」という。）と協力して被災事業者に対する応援活動を実施するものとする。

（応援活動の内容）

第6条 応援活動の内容は、緊急の復旧措置に必要な次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の派遣
- (2) 物資及び資機材の提供
- (3) その他被災事業者から要請のあった事項

（物資等の携行）

第7条 応援事業者は、被災事業者に職員を派遣する場合は、別に定めるところにより当該職員に必要な物資等を携行させるものとする。

（情報の交換）

第8条 協定事業者は、この協定に基づく応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、関係資料等の必要な情報を、別に定めるところによりあらかじめ相互に交換するものとする。

（経費の負担）

第9条 応援活動に要した経費は、原則として被災事業者の負担とする。

- 2 応援事業者の職員が応援活動に際して第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援活動の従事中に生じたものについては被災事業者が、被災事業者への往復の途中において生じたものについては応援事業者が、それぞれ賠償の責めを負う。
- 3 被災事業者が第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、当該被災事業者から要請があった場合には、応援事業者は、当該経費を一時立て替えて支弁するものとする。
- 4 応援事業者の職員の派遣に要する経費については、応援事業者が定めるところにより算出した当該職員の旅費及び諸手当の額をもって定めるものとする。

（公務災害補償に関する請求手続）

- 第10条 応援事業者が派遣した職員が、応援活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に関する請求手続は、被災事業者が作成する公務災害についての意見書及び事実関係を明らかにした報告書等に基づいて、応援事業者が行うものとする。
- 2 応援事業者は、前項に規定する請求手続を行った場合は、その結果を被災事業者に報告するものとする。

（関係機関等との連携）

第11条 この協定に基づく応援活動を実効あるものとするため、協定事業者は、平素から相互間並びに国、社団法人日本工業用水協会及びその他関係機関との間で十分な連携を図り、災害発生時の迅速かつ円滑な対応に万全を期するよう努めるものとする。

（連絡会議の開催等）

第12条 協定事業者は、この協定に基づく応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、毎年1回以上定期又は随時に連絡会議を開催するものとする。

（訓練）

第13条 協定事業者は、この協定に基づく応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、合同で訓練を実施するよう努めるものとする。

（他の協定との関係）

第14条 この協定は、協定事業者が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

（その他）

第15条 この協定の実施に関し必要な細則事項は、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、協定事業者が協議して定めるものとする。

（施行期間）

第16条 この協定は、平成23年2月1日から施行する。

また、協定満了期日は、平成23年3月31日とし、満了期日3ヶ月前までに協定事業者からの意思表示がない場合は、期日満了の翌日より、協定期日を1年間延長し、その後も同様とする。

この協定を締結したことを証するため、この協定書12通を作成し、関係者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年1月31日

鳥取県知事

平井 伸治

鳥取市水道事業管理者 水道局長

津村 憲儀

米子市長

野坂 康夫

島根県知事

溝口 善兵衛

岡山県公営企業管理者

小野 隆夫

広島県公営企業管理者

桂木 弘二

福山市水道企業管理者 水道局長

赤澤 收

呉市水道企業管理者

荒井 和雄

大竹市長

入山 欣郎

山口県公営企業管理者

児玉 啓一

岩国市水道事業管理者 水道局長

上村 高志

山陽小野田市水道事業管理者 水道局長

山本 克己

17 災害時等における水質検査の相互応援に関する協定書(広島市外5自治体)

災害時等における水質検査の相互応援に関する協定書

広島市、福山市、呉市、尾道市、三原市、府中市及び広島県（以下「協定者」という。）は、災害時等の水質検査に係る相互応援（以下「相互応援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、協定者のいずれかが災害等により水質検査ができなくなった場合における水質検査の相互応援体制を確立することにより、水道水の安全確保及び給水の円滑化に資することを目的とする。

（水質検査の項目）

第2条 本協定の対象となる水質検査の項目は、原則として水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に規定する項目とする。

（相互応援の要件）

第3条 相互応援の要件は、緊急の水質検査が必要であるにも関わらず、災害等により水質検査ができない場合とする。

（相互応援の方法）

第4条 前条の要件に該当し、応援を必要とする協定者（以下「甲」という。）は、他の協定者に対し、水質検査を依頼するものとする。

2 前項の依頼は、文書をもって甲が直接水質検査の依頼を受ける協定者（以下「乙」という。）に行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって依頼することができない場合は、口頭で依頼し、その後速やかに文書を提出するものとする。

3 検体の搬入は、原則として甲が行うものとする。

4 乙は、水質検査実施後、検査結果を直ちに文書をもって甲に通知するものとする。

（費用）

第5条 相互応援により発生した費用は、原則として甲が負担するものとし、詳細は別に定める。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から協定の締結の日の属する年度末までとする。ただし、この協定の有効期間満了の一か月前までに、協定者から何ら意思表示がないときは、引き続き1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第7条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、協定者全員による協議により決定するものとする。

この協定の締結を証するため、協定書7通を作成し、各々記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成27年2月6日

広島市中区基町9番32号

広島市

水道事業管理者

高 広 義 明

福山市古野上町 1 5 番 2 5 号

福山市

上下水道事業管理者 内 田 亮

呉市西中央三丁目 1 番 5 号

呉市

上下水道事業管理者 長 原 寛 和

尾道市久保一丁目 1 5 番 1 号

尾道市

尾道市長 平 谷 祐 宏

三原市港町三丁目 5 番 1 号

三原市

三原市長 天 満 祥 典

府中市府川町 3 1 5 番

府中市

府中市長 戸 成 義 則

広島市中区基町 1 0 番 5 2 号

広島県

公営企業管理者 沖 田 清 治

18 呉市と海上自衛隊呉地方隊との包括連携に関する協定書

呉市と海上自衛隊呉地方隊との包括連携に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と海上自衛隊呉地方隊（以下「乙」という。）とは、地域振興及び安全・安心の確保の実現に向けて、互いに連携・協力することに合意し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が、包括的な連携・協力の下、市民・地域との交流、観光の振興、災害時の支援などの取組を行うことにより、より一層の地域振興及び安全・安心の確保に資することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力をする。

- (1) 地域振興、観光振興に関すること。
- (2) 文化振興に関すること。
- (3) 子ども・青少年育成支援等に関すること。
- (4) 防災に関すること。
- (5) 就職援護に関すること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、本協定の目的に沿うこと。

2 前項に規定する連携・協力事項の実施時期、実施方法等については、甲乙間で協議の上、決定する。

3 甲及び乙は、第1項の規定による連携・協力を円滑に実施するため、必要に応じて意見交換及び連絡調整を行うものとする。

（協定内容の変更等）

第3条 甲又は乙のいずれかが、この協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更又は解除を行うものとする。

（秘密情報の保護）

第4条 甲及び乙は、この協定に基づく事業を実施するに当たり、相手方から得た秘密情報について、この協定の期間中はもとよりこの協定の終了後も第三者に対し開示し、漏えいし、又はこの協定に基づく取組以外の目的に使用してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、法令により秘密情報の開示を求められた場合は、事前に速やかに相手方にその旨を書面で通知を行うことを条件に、必要な範囲に限り当該情報を開示することができる。

（疑義解決の方法）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに、甲及び乙のいずれからも、この協定を更新しない旨の申入れがないときは、1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第7条 甲乙間において、この協定のほか、地域防災計画に基づく協定及び取組並びにその他の個別協定又は覚書等（以下「個別協定等」という。）がある場合は、この協定の内容にかかわらず、個別協定等を優先する。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲及び乙が署名の上、各々1通を保有する。

令和6年7月22日

甲 呉市中央4丁目1番6号
呉市

呉市長 新原 芳明

乙 呉市幸町8番1号
海上自衛隊呉地方隊

呉地方総監 二川 達也